

武庫川水系河川整備計画(案)に関するパブリック・コメント手続

『提出された意見等の概要とこれに対する考え方(案)』

意見募集期間 : 平成22年10月12日～平成22年11月1日

意見等の提出者数 : 53者 (50人+3団体)

意見等の提出件数 : 202件

その他件数 : 2件 (武庫川に関係の無い意見)

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|--------------------|-------------|---|----|--|---|--|
| 1 計画全体・ 整備目標 | 治水対策の 選定 | 下流域からの委員が少なく下流住民の意見くみ取りが少ない。流域地区説明会でもダム反対者の意見が多かった。特に地区外の参加者が動員されダム反対集会だった。 | 1 | <p>〔その他〕</p> <p>以下のとおり、住民の意見を幅広く反映する取り組みを行った上で、今回の河川整備計画（案）を作成しました。</p> <p>①河川整備基本方針の段階から武庫川流域委員会の意見を聴取したこと</p> <p>②武庫川流域委員会の委員の内、10名を公募委員としたこと</p> <p>③リバーミーティング、住民説明会開催を踏まえて河川整備基本方針、河川整備計画（案）を作成したこと</p> <p>こうした取り組みを踏まえ、右記のとおり、今回の河川整備計画（案）では、下流部築堤区間における流下能力の低い区間の安全度向上を重視して、早期かつ着実に整備効果が発揮できる対策を選定しており、多大な時間を要する千苅ダムの治水活用や新規ダムの建設は検討を継続し、具体的な方向性が定まった場合には計画上の取り扱いについて検討することとしています。</p> | <p>・本文 P3 8行目～18行目</p> <p>・本文 P4 5行目～12行目</p> | <p>ウ 喫緊の課題に対応でき、早期かつ着実に整備効果が発揮できる対策の選定</p> <p>仁川合流点より下流の武庫川下流部は、堤防により洪水氾濫を防ぐ築堤区間となっており、仁川合流点より上流の掘込区間と違い、ひとたび堤防が決壊すると、甚大な被害が想定される。</p> <p>また、堤防の決壊には至らなかったが、昭和62年より進めてきた河川改修事業の目標流量2,600m³/sを超える規模の洪水2,900m³/sが平成16年に発生していることを踏まえると、築堤区間における流下能力の低い区間の安全性向上は、喫緊の課題となっている。</p> <p>このため、喫緊の課題に対応でき、早期かつ着実に整備効果が発揮できる対策として、河床掘削や堤防強化、既設青野ダムの洪水調節容量の拡大、武庫川上流浄化センター内の用地を活用した遊水地の整備や、学校・公園・ため池等に雨水を一時的に貯留する流域対策を選定した。</p> <p>・しかしながら、近年、地球温暖化に伴う気候変化等に起因する集中豪雨が多発している中、平成21年8月には、千種川水系の佐用川で、過去に経験したことのない大きな洪水が発生した。このような現実を踏まえると、多くの人口・資産を抱える武庫川では、基本方針の目標達成に向けて、さらなる洪水に対する安全度の向上が必要である。</p> <p>したがって、千苅ダムの治水活用や武庫川峡谷での新規ダム建設等について、その必要性・実現可能性の検討を継続し、具体的な方向性が定まった場合には、計画上の取り扱いについて検討する。</p> |
| 1 計画全体・ 整備目標 | 治水対策の 選定 | ダムにたよらない総合治水を実行してほしい。そのためには流域対策や既存ダムの治水への活用、下流では天端まで堤防強化をしてほしい。掘削も必要である。 | 1 | <p>〔既に盛り込み済みです〕</p> <p>ご意見の各対策については、右記の通り、河川整備計画案に盛り込み済みです。</p> | <p>・本文 P44 12行目～15行目</p> | <p>・武庫川下流部の築堤区間の安全性を重視して、喫緊の課題に対応でき、早期かつ着実に整備効果が発揮できる、河床掘削や堤防強化、既設青野ダムの洪水調節容量の拡大、武庫川上流浄化センター内の用地を活用した遊水地の整備や、学校・公園・ため池等に雨水を一時的に貯留する流域対策を選定した。</p> |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|--------------------|-------------|--|----|---|---|---|
| 1 計画全体・ 整備目標 | 治水対策の 選定 | 天井川である武庫川の整備は、生命・財産にかかわる最も重大な問題として下流域住民に受け止められていることを、理解いただきたい。 | 1 | 〔既に盛り込み済みです〕 今回の河川整備計画（案）では、右記の通り、下流部築堤区間の安全性向上を重視し、早期かつ着実に整備効果が発揮できる対策を選定しました。あわせて、計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力を超える洪水の発生に備え、減災対策を実施し洪水被害の軽減を図ることとしています。 | ・本文 P3 8行目～20行目 | ウ 喫緊の課題に対応でき、早期かつ着実に整備効果が発揮できる対策の選定 仁川合流点より下流の武庫川下流部は、堤防により洪水氾濫を防ぐ築堤区間となっており、仁川合流点より上流の掘込区間と違い、ひとたび堤防が決壊すると、甚大な被害が想定される。また、堤防の決壊には至らなかったが、昭和62年より進めてきた河川改修事業の目標流量2,600m ³ /sを超える規模の洪水2,900m ³ /sが平成16年に発生していることを踏まえ、築堤区間における流下能力の低い区間の安全性向上は、喫緊の課題となっている。このため、喫緊の課題に対応でき、早期かつ着実に整備効果が発揮できる対策として、河床掘削や堤防強化、既設青野ダムの洪水調節容量の拡大、武庫川上流浄化センター内の用地を活用した遊水地の整備や、学校・公園・ため池等に雨水を一時的に貯留する流域対策を選定した。これらの対策を全て実施することにより、武庫川下流部の築堤区間において、戦後最大洪水である昭和36年6月27日洪水と同規模の洪水の流量を安全に流下させることができる。 (3) 総合的な治水対策の推進 本計画の整備目標は、基本方針の目標達成に向けたあくまで途中段階の目標である。また、近年、地球温暖化に伴う気候変化等に起因する集中豪雨も多発傾向にある。計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力を超える洪水の発生に備え、河川対策や流域対策に加えて減災対策を実施し、洪水被害の軽減を図る。 |
| 1 計画全体・ 整備目標 | 治水対策の 選定 | 今後20年間の整備目標を定めた本計画では、ダム建設は回避されたが、井戸知事が2月2日に「ダムの必要性は絶対ある」と発言したことは、その後のダム建設の可能性を否定していないように、住民に不安を与えている。 再びダムありきの河川整備に戻らないよう、本計画に示されたダムに頼らない総合治水という考え方にに基づき、県は河道対策、流域対策、減災対策を具体化し、実効性のあるものとするよう要望する。 | 1 | 〔今後の参考とさせていただきます〕 河川整備計画（案）では、早期かつ着実に整備効果が発揮できる対策として、右記のとおり、「河川対策」、「流域対策」に「減災対策」を加えた総合的な治水対策を進めます。 今後、整備計画期間の20年間でこれらの対策を着実に進め、早期に完成を図りたいと考えています。 | ・本文 P3 15行目～18行目 ・本文 P3 21行目～23行目 ・本文 P3 27行目～28行目 | ・喫緊の課題に対応でき、早期かつ着実に整備効果が発揮できる対策として、河床掘削や堤防強化、既設青野ダムの洪水調節容量の拡大、武庫川上流浄化センター内の用地を活用した遊水地の整備や、学校・公園・ため池等に雨水を一時的に貯留する流域対策を選定した。 エ 計画期間 河川整備計画の一般的な計画対象期間は20～30年であるが、早期に整備効果を得るため、最短の20年に設定する。 ・計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力を超える洪水の発生に備え、河川対策や流域対策に加えて減災対策を実施し、洪水被害の軽減を図る。 |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|--------------------|-------------|---|----|---|----------------------------------|--|
| 1 計画全体・ 整備目標 | 治水対策の 選定 | 整備は常に大きな川であり、災害がいつ起きるか、水害について起こしてはならない気持ちで計画してほしい。 | 1 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 1 計画全体・ 整備目標 | 治水対策の 選定 | ダムに頼らない総合治水を実行してほしい。遊水地等。 | 1 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 1 計画全体・ 整備目標 | 治水対策の 選定 | 「洪水調節施設」という表現があちこちに散りばめられているが、「調節施設」の中身は何か。もし「ダム」以外にあるのならば、例示してほしい。 | 1 | 〔その他〕 洪水調節施設は、青野ダムなど「既設利水施設の治水活用」、及び、新規ダム、遊水地など「新規洪水調節施設の建設」を指します。 河川整備計画案で選択している洪水調節施設は、右記のとおり、遊水地の整備と青野ダムの活用です。 これ以外にも河川整備計画案には位置づけていませんが、継続検討とした「千苺ダムの治水活用」や「武庫川渓谷での新規ダム建設」も洪水調節施設です。 | ・本文 P55 1行目～2行目 P3 1行目～3行目 | (2) 洪水調節施設の整備 遊水地の整備と青野ダムの活用により、甲武橋基準点において280m ³ /sの洪水調節を行う。 イ 千苺ダムの治水活用や新規ダム建設の課題 千苺ダムの治水活用や新規ダムの建設は、基本方針における洪水調節施設の分担量である910m ³ /sの確保に向けた選択肢のひとつである |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|--------------------|----------|--|----|--|--|--|
| 1 計画全体・ 整備目標 | 総合的な治水対策 | 「武庫川スタイル」がふんだんに織り込まれた、全国に発信できる整備計画が出来上がったと思う。しかし、実施するのはこれからである。ダム賛成派の自治体も数ある中、流域自治体、自治会、民間団体、企業、住民を説得し、束ねて推進する県の強力なリーダーシップを期待する。 | 1 | 〔今後の参考とさせていただきます〕 県では、総合的な治水対策に取り組むため、武庫川をトップランナーとして、流域市の協力も得ながら、全庁組織をあげて計画づくりを進めてきました。武庫川の治水については、下流部築堤区間の内、流下能力の低い区間の安全性向上が喫緊の課題と認識し、この課題に的確に対応するため、早期かつ着実に整備効果が発現できる対策を選定しています。 武庫川流域圏に暮らす多くの人々の命と暮らしを守るために、流域市の協力も得ながら、流域全体で防災力の向上を進める総合的な治水対策（河川対策・流域対策・減災対策）に取り組んでまいります。 | ・本文 P3 8行目～20行目 | ウ 喫緊の課題に対応でき、早期かつ着実に整備効果が発揮できる対策の選定 仁川合流点より下流の武庫川下流部は、堤防により洪水氾濫を防ぐ築堤区間となっており、仁川合流点より上流の掘込区間と違い、ひとたび堤防が決壊すると、甚大な被害が想定される。 また、堤防の決壊には至らなかったが、昭和62年より進めてきた河川改修事業の目標流量2,600m ³ /sを超える規模の洪水2,900m ³ /sが平成16年に発生していることを踏まえると、築堤区間における流下能力の低い区間の安全性向上は、喫緊の課題となっている。 このため、喫緊の課題に対応でき、早期かつ着実に整備効果が発揮できる対策として、河床掘削や堤防強化、既設青野ダムの洪水調節容量の拡大、武庫川上流浄化センター内の用地を活用した遊水地の整備や、学校・公園・ため池等に雨水を一時的に貯留する流域対策を選定した。 これらの対策を全て実施することにより、武庫川下流部の築堤区間において、戦後最大洪水である昭和36年6月27日洪水と同規模の洪水の流量を安全に流下させることができる。 |
| | | | | | ・本文 P3 24行目～行目 | (3) 総合的な治水対策の推進 本計画の整備目標は、基本方針の目標達成に向けたあくまで途中段階の目標である。また、近年、地球温暖化に伴う気候変化等に起因する集中豪雨も多発傾向にある。 計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力を超える洪水の発生に備え、河川対策や流域対策に加えて減災対策を実施し、洪水被害の軽減を図る。 なお、「流域対策」や「減災対策」は、流域市の協力を得て進める必要があるため、「武庫川流域における総合的な治水対策の推進に関する要綱（仮称）」に基づき、県及び流域市で構成する「武庫川流域総合治水推進協議会（仮称）」を設置し、別途「武庫川流域総合治水推進計画（仮称）」を策定する。 |
| 1 計画全体・ 整備目標 | 総合的な治水対策 | 真剣な議論により治水、生物保全、景観、流域、減災、などの対策を含めた総合治水対策を要望する。 | 1 | 〔既に盛り込み済み〕 総合的な治水対策、生物多様性や景観の保全と創出については、右記のとおり取り組むこととされています。 | ・本文 P38 4行目～5行目 ・本文 P39 5行目～7行目 | ・流域全体で防災力の向上をめざし、河川対策・流域対策・減災対策を3本の柱とする「総合的な治水対策」を進める。 ・河川環境の整備と保全にあたっては、治水対策・利水対策との整合を図りつつ、生物多様性の保全に配慮した川づくりを行うとともに、自然景観を基調とした武庫川らしい景観の保全・創出、人と河川の豊かなふれあいの確保などに取り組む。 |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|--------------------|----------------|--|----|--|---|--|
| 1 計画全体・ 整備目標 | 総合的な治 水対策 | 県の強力な指導力の発揮 流域自治体の中にはダム賛成のところが複数あ る。ダム以外では治水は守れないと信じている住 民も沢山いる。その中で農政、都市行政、文教行 政を調整し、強力的に推進していただきたいと思 う。 | 1 | 〔今後の参考とさせていただきます〕 河川整備計画(案)では、早期かつ着実に整備 効果が発揮できる対策として、右記のとおり、 「河川対策」、「流域対策」に「減災対策」を加 えた総合的な治水対策を進めます。 今後、整備計画期間の20年間でこれらの対策を 着実に進め、早期に完成を図りたいと考えていま す。 総合的な治水対策のうち、流域対策、減災対策 については、防災、農林、まちづくり、教育委員 会など県の関係課、流域7市が協力して進める必 要がありますので、右記のとおり、県の関係課、 流域市で構成する「武庫川流域総合治水推進協議 会(仮称)」を設置し、「武庫川流域総合治水推進 計画(仮称)」を策定して、積極的に進めること としています。 | ・本文 P3 15行目～18 行目 ・本文 P3 21行目～23 行目 ・本文 P3 27行目～32 行目 | ・喫緊の課題に対応でき、早期かつ着実に整備効 果が発揮できる対策として、河床掘削や堤防強 化、既設青野ダムの洪水調節容量の拡大、武庫川 上流浄化センター内の用地を活用した遊水地の整備 や、学校・公園・ため池等に雨水を一時的に貯留 する流域対策を選定した。 エ 計画期間 河川整備計画の一般的な計画対象期間は20～30 年であるが、早期に整備効果を得るため、最短の 20年に設定する。 ・計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設 能力を超える洪水の発生に備え、河川対策や流域 対策に加えて減災対策を実施し、洪水被害の軽減 を図る。 ・「流域対策」や「減災対策」は、流域市の協力 を得て進める必要があるため、「武庫川流域にお ける総合的な治水対策の推進に関する要綱(仮 称)」に基づき、県及び流域市で構成する「武庫 川流域総合治水推進協議会(仮称)」を設置し、別 途「武庫川流域総合治水推進計画(仮称)」を策 定する。 |
| 1 計画全体・ 整備目標 | 河川整備計 画の見直し | ハツ場ダムの様に状況が変わっても30年前の 基本高水を固守してきたように、一旦決めた計画 は絶対見直さないという計画であって欲しくな い。適宜見直す柔軟な計画推進を望む。 | 1 | 〔既に盛り込み済みです〕 武庫川水系河川整備計画案では、社会情勢の変 化等による計画の見直しについての考え方を、右 記のとおり記載しています。 | ・本文 P41 8行目～9行 目 | ・なお、社会情勢や経済情勢の変化、観測データ や新たな知見の蓄積、洪水などの被害の発生状況 等により、必要に応じて見直しを行うものとす る。 |
| 1 計画全体・ 整備目標 | 河川整備計 画の見直し | 画期的で新たな手法や計画が見出せたときに は、たとえ基本方針に挙げられていないことで あっても、「立ち戻りの原則」により、再検討 し、勇気ある決断、計画変更等を行う。 | 1 | 〔既に盛り込み済みです〕 武庫川水系河川整備計画案では、新たな知見の 蓄積による計画の見直しについての考え方を、右 記のとおり記載しています。 | 同上 | 同上 |
| 1 計画全体・ 整備目標 | 治水と利水 の優先順位 | 地球温暖化の影響が日本各地で集中豪雨による 被害が出ている。武庫川流域もいつ集中豪雨に襲 われるかも知れない。まず、総合治水とうたっ ているが水害・災害阻止が利水などより優先する ことを考えて欲しい。 | 1 | 〔既に盛り込み済みです〕 右記のとおり、今回の河川整備計画(案)では、 下流部築堤区間の安全性向上を重視し、早期かつ 確実に整備効果が発揮できる治水対策を選定して います。 なお、事業実施にあたっては、右記のとおり、 治水・利水の整合と環境保全に配慮することとし ています。 | ・本文 P44 12行目～15 行目 ・本文 P39 5行目～7行 目 | ・武庫川下流部の築堤区間の安全性の向上を重視 して、喫緊の課題に対応でき、早期かつ着実に整 備効果が発揮できる、河床掘削や堤防強化、既設 青野ダムの洪水調節容量の拡大、武庫川上流浄化 センター内の用地を活用した遊水地の整備や、学 校・公園・ため池等に雨水を一時的に貯留する流 域対策を選定した。 ・また、河川環境の整備と保全にあたっては、治 水対策・利水対策との整合を図りつつ、生物多様 性の保全に配慮した川づくりを行うとともに、自 然景観を基調とした武庫川らしい景観の保全・創 出、人と河川の豊かなふれあいの確保などに取り 組む。 |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|--------------------|------|--|----|---|--|--|
| 1 計画全体・ 整備目標 | 整備水準 | 今回の整備計画に盛り込まれたことを実施すれば、昭和36年の洪水と同規模の洪水の流量を安全に流下させることができるとの記述があるが、近年連日各地で大雨の記録が塗り替えられているこのごろの異常気象では、大変不安に感じている。 | 1 | 〔既に盛り込み済み〕 下流部築堤区間の安全性については右記のとおり段階的に向上させていきます。また、千刃ダムの治水活用や武庫川峡谷での新規ダムの建設等についても、右記のとおり、その必要性・実現可能性の検討を継続します。さらに、整備水準を上回る洪水に対しても右記のとおり対応します。 | ・本文 P38 13行目～15行目 ・本文 P2 15行目～18行目 ・本文 P4 5行目～11行目 ・本文 P3 27行目～28行目 | ・基本方針の整備目標を達成するには、物理的・社会的・財政的等の視点からみても多くの期間を要することから、武庫川においても、本計画で適切な整備目標を設定し、基本方針の整備目標達成に向け、段階的に洪水に対する安全度を向上させる。 ・想定氾濫区域内の人口・資産や、整備効果の早期発現を踏まえて、本計画の整備目標は、戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水と同規模の洪水から沿川住民の生命や財産を守ることとし、目標の流量を3,510m ³ /sとする。 ・近年、地球温暖化に伴う気候変化等に起因する集中豪雨が多発している中、平成21年8月には、千種川水系の佐用川で、過去に経験したことのない大きな洪水が発生した。このような現実を踏まえると、多くの人口・資産を抱える武庫川では、基本方針の目標達成に向けて、さらなる洪水に対する安全度の向上が必要である。 したがって、千刃ダムの治水活用や武庫川峡谷での新規ダム建設等について、その必要性・実現可能性の検討を継続し、具体的な方向性が定まった場合には、計画上の取り扱いについて検討する。 ・計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力を超える洪水の発生に備え、河川対策や流域対策に加えて減災対策を実施し、洪水被害の軽減を図る。 |
| 1 計画全体・ 整備目標 | 整備水準 | 今回の河川整備計画は河川整備基本方針より想定流量がかなり低減しており、住民にとって危険度が増したと言わざるを得ない。 | 1 | 〔その他〕 河川整備基本方針と河川整備計画の関係は右記のとおりであり、洪水に対する安全性を段階的に向上させていくこととしています。 | ・本文 P2 3行目～7行目 | ・河川整備基本方針では、長期的な視点に立った河川整備の目標を定めているが、その目標達成には時間を要する。そのため、河川整備計画は、河川整備基本方針に掲げる整備目標達成に向けて、洪水に対する安全度を段階的に向上させていくこととして、概ね20～30年後の河川整備の目標を明確にし、これを達成するために、具体的な河川整備の内容を定めるものである。 |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|--------------------|------|---|----|--|--|--|
| 1 計画全体・ 整備目標 | 整備水準 | 洪水対策も当初の100年に一度から30年に一度と安心度を落としている。住民の人命・財産・社会生活を守るため安全度を優先し人類の英知を結集して経済性を度外視してもより安全な対策を実施してもらいたいと願うものです。昨今の集中豪雨はいつ我々を襲って来るかも知れない状況でもあり、被害に遭ったあと「想定外でした」とのコメントは聞きたくないと思っています。自然災害の想定は困難でその被害には莫大な費用がかかることには誰も反論はないと思いますが、より安全性を求めるのは酷でしょうか？ | 1 | 〔その他〕 河川整備基本方針と河川整備計画の関係は右記のとおりであり、洪水に対する安全性を段階的に向上させていくこととしています。 なお、整備水準は、30年に一度の洪水ではなく、武庫川の戦後最大洪水である昭和36年6月27日と同規模の洪水（甲武橋地点3,510m ³ /s）としています。 また、「経済性を度外視してもより安全な対策を実施するべき」とのご意見ですが、今回の河川整備計画（案）では右記のとおり、治水効果の早期発現に着目した治水対策の選定を行っています。さらに、想定を越える洪水に対しても、右記のとおり対応することとしています。 | ・本文 P2 3行目～7行目 ・本文 P2 15行目～18行目 ・本文 P3 27行目～28行目 | ・河川整備基本方針では、長期的な視点に立った河川整備の目標を定めているが、その目標達成には時間を要する。そのため、河川整備計画は、河川整備基本方針に掲げる整備目標達成に向けて、洪水に対する安全度を段階的に向上させていくこととして、概ね20～30年後の河川整備の目標を明確にし、これを達成するために、具体的な河川整備の内容を定めるものである。 ・想定氾濫区域内の人口・資産や、整備効果の早期発現を踏まえて、本計画の整備目標は、戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水と同規模の洪水から沿川住民の生命や財産を守ることとし、目標の流量を3,510m ³ /sとする。 ・計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力を超える洪水の発生に備え、河川対策や流域対策に加えて減災対策を実施し、洪水被害の軽減を図る。 |
| 1 計画全体・ 整備目標 | 整備水準 | 総合的な治水対策としての前提条件としている『整備目標流量』を1961年の洪水時の3,510m ³ /sとしているが、近年の猛烈な集中豪雨の多発を考慮すると長期目標の4690m ³ /sに変更すべきかもしれない。気象庁の観測統計によれば時間雨量50mm規模の集中豪雨の発生回数は1976～1986では160回/年が次の10年では177回、1998～2009には233回と増えている。更に、同じく時間雨量80mm規模では1976～1986は9.8回/年が次の10年では11.5回、1998～2009には18.0回と急激に増加している。従って、昨今の異常気象を考慮して見直しては？ | 1 | 〔対応困難〕 下流部築堤区間の安全性については右記のとおり段階的に向上させていきます。また、千苅ダム ¹ の治水活用や武庫川峡谷での新規ダムの建設等についても、右記のとおり、その必要性・実現可能性の検討を継続します。さらに、整備水準を上回る洪水に対しても右記のとおり対応します。 | ・本文 P38 13行目～15行目 ・本文 P2 15行目～18行目 ・本文 P4 5行目～11行目 ・本文 P3 27行目～28行目 | ・基本方針の整備目標を達成するには、物理的・社会的・財政的等の視点からみても多くの期間を要することから、武庫川においても、本計画で適切な整備目標を設定し、基本方針の整備目標達成に向け、段階的に洪水に対する安全度を向上させる。 ・想定氾濫区域内の人口・資産や、整備効果の早期発現を踏まえて、本計画の整備目標は、戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水と同規模の洪水から沿川住民の生命や財産を守ることとし、目標の流量を3,510m ³ /sとする。 ・近年、地球温暖化に伴う気候変化等に起因する集中豪雨が多発している中、平成21年8月には、千種川水系の佐用川で、過去に経験したことのない大きな洪水が発生した。このような現実を踏まえると、多くの人口・資産を抱える武庫川では、基本方針の目標達成に向けて、さらなる洪水に対する安全度の向上が必要である。 したがって、千苅ダムの治水活用や武庫川峡谷での新規ダム建設等について、その必要性・実現可能性の検討を継続し、具体的な方向性が定まった場合には、計画上の取り扱いについて検討する。 ・計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力を超える洪水の発生に備え、河川対策や流域対策に加えて減災対策を実施し、洪水被害の軽減を図る。 |
| 1 計画全体・ 整備目標 | 整備水準 | わからない点や要望がある。下記に列挙するので今後の計画策定時に明らかにしてほしい。 ・・・・・・・・ 河川整備基本方針の目標流量4,690m ³ /sは何年確率なのか。又目標流量の3,510m ³ /sは何年確率なのか。 ・・・・・・・・ | 1 | 〔その他〕 河川整備基本方針の目標流量4,690m ³ /sは1/100確率です（平成16年型の降雨波形で1/100確率雨量247mm/24時間が降った場合に想定される流出量）。 同様の考え方で、平成16年型の降雨波形で今回の整備目標流量3,510m ³ /sになる雨量は1/23確率となります。 | — | — |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|--------------------|------|---|----|---|---|--|
| 1 計画全体・ 整備目標 | 目標流量 | <p>武庫川は日本の一般的な河川と違い中流域が峡谷となっている特徴ある河川であり、上流での集中降雨に対しどのように武庫川に流入し、その流量がどのようになるのか、一般住民に判りやすく説明して欲しい。奄美大島の豪雨は雨量260mm/sが2時間続いたとの報道もありました。整備目標流量をベースに計画をされているが、一般市民が身の回りの現象を踏まえた記述で望む。どれだけの雨量がどれだけ継続したら武庫川への流入流量はどうなるのか？そして水位はどうなるのかが見えてこない、よって今回の整備計画の安心度がどの程度かも判断できない。戦後最大の洪水（昭和36年）を基本としているがそのことと比べ、武庫川流域の土地利用や住宅事情が多いに変化しており、また雨の降り方なども変貌している中で今回の計画基本流量は不安である。</p> <p>また、どの程度の雨がどの程度継続して降った場合を想定しているのか？</p> | 1 | <p>〔その他〕 同じ雨量でも、雨量の地域分布（流域全体に平均的に降る場合やある支川流域に集中的に降る場合など）、雨量の時間的な変化（短時間で集中的に降る場合や長時間かけて降る場合など）、洪水を迎えた時の流域の湿潤状態等によって流出量は異なるなど、雨量と流量の関係は1対1の関係にないため、一概にどのくらいの雨量で流量がどうなるかを断定することはできません。</p> <p>今回の河川整備計画（案）で目標としている戦後最大洪水（昭和36年6月27日）は、流域全体平均で12時間に132mm、1時間に40mmの短時間集中型の雨量です（ちなみに、平成16年台風23号の場合、流域全体平均で15時間に176mm、1時間に30mmです）。（資料編P39～P41参照）</p> <p>なお、この目標整備水準を設定した考え方は右記のとおりです。また、流出量の算定にあたっては、昭和36年当時から土地利用の変化について、右記のとおり考慮しています。</p> | <p>・本文 P42 5行目～7行目 ・本文 P43 2行目～4行目 ・本文 P42 8行目～10行目</p> | <p>・想定氾濫区域内の人口・資産や、整備効果の早期発現を踏まえて、戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水と同規模の洪水から沿川住民の生命や財産を守ることとし、目標流量を3,510m³/s※1とする。</p> <p>・武庫川の想定氾濫区域内の人口・資産規模は、国管理河川の上位クラスと肩を並べている。これら上位クラスの国管理河川や、武庫川と氾濫区域を共有する猪名川の目標水準は、ともに戦後最大洪水となっている。</p> <p>・※1 昭和36年6月27日の実績降雨が将来の土地利用（市街化区域が全て市街化された状態）に降った場合の計算流量。流出抑制対策や洪水調節施設がなく、上流域での氾濫が生じない場合の甲武橋地点のピーク流量。</p> |
| 1 計画全体・ 整備目標 | 目標流量 | <p>計画は整備目標流量で生命や財産を守ると記載しているが、その計画時以前の気象条件が明示されていない。それまで天気が続いていたのか？それともしばらくの雨天を想定しているのかで武庫川の水位の基準点が変わってくるのでは？たとえば梅雨時の武庫川の水位が高いときに集中豪雨が発生すれば？と思うと、住民は今回の計画の安全性をどのように考えればよいか不安である。今回の計画の安全性を一般市民の日常生活の中で判断できるようにしてもらいたい。</p> | 1 | <p>〔その他〕 今回の河川整備計画（案）で目標としている戦後最大洪水（昭和36年6月27日）は、梅雨前線の停滞と台風6号の影響により、阪神間を中心として記録的な豪雨をもたらしました。</p> <p>具体的には、流域全体平均で2日間に213mmの雨量が降った直後に、今回の河川整備計画（案）で想定する降雨（流域全体平均で1時間に40mm、12時間に132mmの短時間集中型の雨量）が降っており、今回の整備計画の目標流量も同様の条件を加味して算定しています。（資料編P40～P41参照）</p> <p>このように、前期雨量によって流域が湿潤し飽和した状態に短時間集中豪雨が発生するという非常に危険な状況を想定し、流出量を算定しています。</p> | — | — |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|--------------------|------|---|----|---|---|---|
| 1 計画全体・ 整備目標 | 基本高水 | <p>武庫川水系河川整備計画（案）について、素朴な疑問がある。 武庫川の整備計画策定には基本高水を巡って随分時間をかけています。結果として過大と思われる基本高水が設定されていますが、釈然としません。不思議なのは大正末期の大改修で現在の武庫川ができて以来、築堤区間での破堤や越流はなかったはず（堤防は当時のままです）。この間、すでに90年近い年月が経ち、確率年の100年に近づいているのです。目安にすべき基本高水流量はその間の最大流量、あるいは最大流量を参考にした流量にすべきではないか。</p> | 1 | <p>〔その他〕 「過去90年間に100年確率の基本高水流量が発生していないことから、基本高水流量は過大ではないか」という主旨のご意見ですが、ここでいう100年確率とは、毎年、その1年間に基本高水流量以上の洪水が発生する確率が1/100ということであり、ある特定の期間（100年間）に基本高水流量以上の洪水が必ず1度発生するということではありません。ちなみに、100年間に、100年確率以上の洪水に遭遇する確率は約63%です。従って、たまたまある特定の100年間に基本高水流量が発生していないことをもって、基本高水流量が過大であるとはいえないと考えています。 基本高水については最新の知見及びオーソライズされた技術基準に基づき算定しており、河川審議会の治水部会からも適切であると評価され、平成21年3月には国土交通省の同意を得て、河川整備基本方針を策定しています。 なお、「大正末期以降の最大流量を基本高水流量とすべき」とのことですが、武庫川流域内に時間雨量データが存在するのは昭和31年以降であり、それより古い年代の洪水流量を推定することはできません。</p> | - | - |
| 1 計画全体・ 整備目標 | 基本高水 | <p>過去の洪水流量についても疑問があります。平成16年の洪水流量は2番目の大きさになっています。しかし、この洪水で上流の古い護岸が全て壊れ、橋が損傷を受けています。その以前の洪水では壊れていません。甲武橋付近では16年洪水で高水敷に水はほとんど上がっていません。これは築堤区間である仁川合流点から下流で行われた河床掘削効果による水位低下です。それ以前は高い中州が水位を押し上げ、例えばS58年洪水では高水敷を水が走って高水敷肩部が洗掘されました。過去の洪水の流量に関して実流量・当時の河積をもとにした定量的な評価を適切に行うべきではないか。</p> | 1 | <p>〔その他〕 「2番目に大きな洪水である平成16年洪水では上流の古い護岸や橋梁の被害があったのに、その以前の洪水ではそのような被害がなかったのはなぜか」とのことですが、流量規模が1番目の昭和36年6月の洪水では、当時未改修であったこともあり、例えば、上流の三田市域では、床上浸水419世帯、床下浸水1,345世帯の甚大な浸水被害が発生し、下流の伊丹市域においても、天王寺川・天神川の両支川の堤防が決壊し、伊丹市域一帯の約500戸が床上・床下浸水するなど、本川、支川の各地で浸水被害は生じています。（資料編P40～P45） また、「平成16年洪水では甲武橋付近では高水敷に水がほとんど上がっていないが、昭和58年洪水では高水敷肩部が洗掘された」とのことですが、平成16年洪水においても、例えば阪神電鉄橋梁付近では高水敷肩部が大規模に洗掘されました。 「過去の洪水の流量について、実績流量・当時の河積をもとにした定量的な評価を行うべき」とのことですが、例えば昭和36年6月の洪水については、当時武庫川では洪水流量の観測、横断測量は行っておらず、当時の状況を定量的に検証出来るだけのデータは存在していません。なお、モニタリングについては、右記のとおり対応することとしています。</p> | <p>・本文 P80 2行目～7行目 ・本文 P80 15行目</p> | <p>・治水、利水、環境の観点から河川の総合的な管理を行うため、地球温暖化に伴う気候変化の影響にも留意しつつ、必要な観測データや新たな知見を蓄積する。これらのデータは、河川計画を含む河川管理技術の向上、河川整備計画の進行管理等に活用すると共に、住民等との情報共有にも努める。 また、観測精度を維持するため、日常の保守点検を実施するとともに、観測精度向上に向け必要に応じて観測施設の配置、観測手法等を改善する。 ・増水時の高水流量観測データや平常時の流況把握のための流量観測データを蓄積する。</p> |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|--------------------|------|---|----|--|--|---|
| 1 計画全体・ 整備目標 | 基本高水 | 折しも、利根川の過去の洪水流の推定計算に用いた飽和雨量が当時の森林の状態を反映させていたにもかかわらず、国交省が低い飽和雨量を設定して基本高水を過大に算出していたことが国会で明らかにされました。基本高水は上記のような素朴な疑問に答える値にすべきです。 | 1 | 〔その他〕 ご指摘の疑問に対しては上記のとおりです。 なお、基本高水の検討にあたっては、これまでも流域委員会において様々な疑問にお答えしながら、検討してきました。 | - | - |
| 1 計画全体・ 整備目標 | 基本高水 | 最大流量（基本高水）の算出方法を見直すこと。基本高水の数値が過大すぎる。 | 1 | 〔その他〕 基本高水については最新の知見及びオーソライズされた技術基準に基づき算定しており、河川審議会の治水部会からも適切であると評価され、平成21年3月には国土交通省の同意を得て、河川整備基本方針を策定しています。河川整備基本方針で設定した基本高水流量が適正であると考えています。 | - | - |
| 1 計画全体・ 整備目標 | 段階整備 | 最近地球温暖化による急激な異常気象がおこっている。この計画は20年～30年を対象にした対策と明記されているが、50年～100年先の予想される異常気象を考えた上での20年～30年の対策なのか、不安であると同時にそうでないとすれば、無駄な予算の使い方になるのではないか？ | 1 | 〔既に盛り込み済み〕 下流部築堤区間の安全性については右記のとおり無駄な投資とならないよう、段階的に向上させていくことを考えています。 | ・本文 P2 3行目～7行目 ・本文 P3 25行目～28行目 | ・河川整備基本方針では、長期的な視点に立った河川整備の目標を定めているが、その目標達成には時間を要する。そのため、河川整備計画は、河川整備基本方針に掲げる整備目標達成に向けて、洪水に対する安全度を段階的に向上させていくこととして、概ね20～30年後の河川整備の目標を明確にし、これを達成するために、具体的な河川整備の内容を定めるものである。 ・本計画の整備目標は、基本方針の目標達成に向けたあくまで途中段階の目標である。また、近年、地球温暖化に伴う気候変化等に起因する集中豪雨も多発傾向にある。計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力を超える洪水の発生に備え、河川対策や流域対策に加えて減災対策を実施し、洪水被害の軽減を図る。 |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|--------------------|------|---|----|--|---|--|
| 1 計画全体・ 整備目標 | 段階整備 | 以下の2点の理由から、最低でも、第3章第3節（p.42）に追加された記述「基本方針の長期的な整備目標4,690m ³ /sの達成に向けて段階的に洪水に対する安全度を向上させる。」の記述は削除するのが妥当と考える。 <理由1> 「基本方針の整備目標4,690m ³ /s」及び「段階的（な整備）」の記述は、重複が過ぎ、特に、第3章の記述は同一章内でほぼ同一の記述が追加されたに過ぎず、第1節と第3節の意味・関係が曖昧になり記述内容の整理ができていない。加えて「整備目標」の同一表現で、基本方針の4,690m ³ /sと整備計画の3,510m ³ /sが幾度も表記される、また、全体を通じて整備計画でありながら基本方針の整備目標に言及している箇所の方が多く、基本方針の整備目標が強調表現されるあまり整備計画の目標が何なのかがかえってわかりにくい。整備計画であるにもかかわらず、3,510m ³ /sより方針の4,690m ³ /sの方が表記回数が多いのは適切ではない。 <理由2> 基本方針の整備の目標流量の達成が、基本方針の目標達成とはならない。計画に必要以上の重複記述を重ねることによって、流量達成が即ち目標達成と誤解される恐れを生じる。この誤解は、今後の武庫川水系での河川整備において最も招いてはならない誤解である。この誤解を招かないために、必要以上の重複は避けるべきである。 | 1 | 〔対応困難〕 今回のパブリック・コメントにおいても、河川整備基本方針と河川整備計画の関係について誤解したご意見が見受けられます。県民が河川整備計画をたとえ断片的に読まれたとしても、河川整備基本方針と河川整備計画の関係性は誤解なく伝える必要があると考え、その都度丁寧に記述しています。 理由1の「河川整備計画の目標が何なのか分からなくなる」とのことですが、それ故に、河川整備計画が「河川整備基本方針の整備目標4,690m ³ /s」の達成に向けた「段階的（な整備）」である旨を、その都度丁寧に記述しました。 理由2の「流量達成が即ち目標達成と誤解される恐れ」については、そのような誤解を招かないよう、右記のとおり減災対策を推進します。 | ・本文 P3 27行目～28行目 ・本文 P38 17行目～19行目 | ・計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力を超える洪水の発生に備え、河川対策や流域対策に加えて減災対策を実施し、洪水被害の軽減を図る。 ・河川整備を実施したとしても、計画規模を上回るいわゆる超過洪水等が発生した場合には、河川から洪水があふれ出る可能性がある。集中豪雨が多発する傾向にあることを踏まえると、このような想定を超える事態にも備えておく必要がある。 |
| 1 計画全体・ 整備目標 | 事業実施 | 『河川整備計画(案)』に特筆されているように、私達築堤区間沿川住民は整備計画実現を大いに切望している。さらに『同上案』P.41に「早期に整備効果を得ることが必要」と述べられているが、早期実現を期待する。 | 1 | 〔今後の参考とさせていただきます〕 今回の河川整備計画（案）では、下流部築堤区間の安全性向上を喫緊の課題として捉え、早期かつ着実に整備効果が発揮できる対策を選定しています。下流部築堤区間の安全性を向上に向け、早期かつ円滑な事業の推進に努めます。 | - | - |
| 1 計画全体・ 整備目標 | 事業実施 | 下流部築堤区間の河道対策等の実施に当たっては、利用者との調整や樹木の問題等で工事が大変かと思いますが、一日も早く河川整備の工事に取掛かっていたら幸いです。 | 1 | 〔今後の参考とさせていただきます〕 今回の河川整備計画（案）では、下流部築堤区間の安全性向上を喫緊の課題として捉え、早期かつ着実に整備効果が発揮できる対策を選定しています。下流部築堤区間の安全性を向上に向け、早期かつ円滑な事業の推進に努めます。 | ・本文 P1 5行目～8行目 | ・近年、地球温暖化に伴う気候変化等に起因して集中豪雨が多発している。平成16年10月の但馬地域や淡路地域を襲った台風23号による災害以降も、平成21年8月の台風9号による兵庫東西・北部豪雨災害が発生しており、沿川地域に多くの人口・資産が集積している武庫川においても、このような豪雨に備え、洪水に対する安全度の向上を早期に図る必要がある。 |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|--------------------|----------------|--|----|---|--|---|
| 1 計画全体・ 整備目標 | 事業実施 | 天候異変による各地の被害を見るにつけ、一刻も早く事業化に取り組んでいただき、住民の安全・安心に寄与いただくことを強く要望する。 | 1 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 1 計画全体・ 整備目標 | 事業実施 | 地域環境の保全、次世代への豊かな自然の継承も、我々が考えなければならない大きな課題であり、命を守るための治水、自然を守るための環境保全、両者が競合しない改修案作りが重要と考える。ただ、昨今の気象の状況は、いつ・どこで、ゲリラ的に集中豪雨が降り、海の潮位と相まって危険な状況が発生するか予測も困難であり、最下流域の我々鳴尾地域の住民にとっては不安がいっぱいである。一刻も早く安心できる整備がなされるよう強く要請する。 | 1 | 〔既に盛り込み済みです〕 同上 なお、河川整備に際しては、多様な生物の生活環境等に与える影響を可能な限り回避・低減または代替できる環境保全措置を講じ、生物多様性の回復に向けた川づくりに取り組むこととしています。 | ・本文 P1 5行目～8行目 ・本文 P1 15行目～18行目 | ・近年、地球温暖化に伴う気候変化等に起因して集中豪雨が多発している。平成16年10月の但馬地域や淡路地域を襲った台風23号による災害以降も、平成21年8月の台風9号による兵庫県西・北部豪雨災害が発生しており、沿川地域に多くの人口・資産が集積している武庫川においても、このような豪雨に備え、洪水に対する安全度の向上を早期に図る必要がある。 ・また、環境面においては、県が「生物多様性基本法」に基づき、平成21年3月に策定した「生物多様性ひょうご戦略」を踏まえて、河川整備に際しては多様な生物の生活環境等に与える影響を可能な限り回避・低減または代替できる環境保全措置を講じ、生物多様性の保全に配慮した川づくりに取り組む必要がある |
| 1 計画全体・ 整備目標 | 資料編 | 資料編の第3章資料3-1に流域委員会委員の提案が収録されています。県として「県の認識と一致しない内容等も含まれている。」との記述がありますが、具体的にどの部分が該当するのかわかりませんが、現時点、計画策定に携わってきた担当者の方々にはどの部分が該当するのかわかりませんが、20年間にわたってこの計画を引き継いで実施していく担当者に引き継がれていかなければ、資料3-1は混乱を生じさせるだけの資料になります。資料3-2として県の見解を追加することを次善の策として提案します。 | 1 | 〔その他〕 県の見解は、「河川整備計画(案)」と「河川整備計画(案)資料編」の1～2に記載しているとおりにです。 「河川整備計画(案)資料編」の3は県の見解ではないこと等から、標題を「河川整備基本方針の目標達成に向けて検討が必要な事項に関する流域委員会委員の提案」とした上で、「県の認識と一致しない内容等も含まれている」ことを明示しています。 このように、県の見解ではない箇所を明示し、県の見解と区分しており、混乱を生じさせることはないため、ご提案の「資料3-2」を追加する必要はないと考えています。 ＜資料編の内容＞ ・資料編の1=「補足説明資料」 ・資料編の2=「既存利水施設の治水活用および新規ダムに係る武庫川峡谷環境調査に関する検討状況」 ・資料編の3=「河川整備基本方針の目標達成に向けて検討が必要な事項に関する流域委員会委員の提案」 | - | - |
| 1 計画全体・ 整備目標 | 整備計画 (案)の評価 | ダムに頼らない新しい、総合的な治水、利水、環境、そしてまちづくりをも視野においた流域管を旨とする「武庫川水系河川整備計画原案」を高く評価したい。 「武庫川モデル」が全国的な規模に発展することを期待する。 | 1 | 〔既に盛り込み済みです〕 河川整備計画(案)について、妥当とのご意見として承りました。 | 河川整備計画 (案) 全体 | - |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|--------------------|----------------|---|----|-------|------|----------------------------|
| 1 計画全体・ 整備目標 | 整備計画 (案)の評価 | 武庫川流域委員会及び県の武庫川関係者の努力により、今回纏められた整備計画にダム建設が盛り込まれなかったことを高く評価したい。この整備計画には、既設ダムの利用、潮止め堰の撤去、床上げ工の一部撤去など多くの「武庫川スタイル」が組み入れられ全国的にも注目される整備計画に仕上がったと思う。 | 1 | 同上 | 同上 | — |
| 1 計画全体・ 整備目標 | 整備計画 (案)の評価 | 計画推進に当たってP・D・C・Aの管理サイクルが盛り込まれ、想定外の事態にも備えられた計画で、今考えられる最善の整備計画であると高く評価したい。 | 1 | 同上 | 同上 | — |
| 1 計画全体・ 整備目標 | 整備計画 (案)の評価 | 今回取りまとめられました「武庫川水系河川整備計画(案)」は、広く住民の意見を取り上げた画期的なものと思います。 治水対策は、新規ダムに頼らないメインとなる河川対策に加え流域対策及び減災対策まで考慮した点は広い視点からのものであり評価できます。 | 1 | 同上 | 同上 | — |
| 1 計画全体・ 整備目標 | 整備計画 (案)の評価 | 2007年12月の「基本方針」パブリックコメントにおいて、新規ダムの除外を前提に、 1. 流下能力の真の隘路に焦点をあて、河床を近自然工法によって、適切に掘り下げて流量を増大させる。 2. 堤防の保守強化を、最新の工法で、繰り返し継続する。 の2点を主張した私としては、今回の「計画」に、ここから敬意を表する。 整備効果の早期発現を期しての、ダム建設から潮止め堰撤去への変更は、汽水域拡大による生物環境の改善とあいまって、山・川・海の生態系保全の新方式として、後世、といってもごく近い将来、河川管理者の英断、また、武庫川の奇跡、武庫川モデルとして、高い評価を受けるものと信じる。 | 1 | 同上 | 同上 | — |
| 1 計画全体・ 整備目標 | 整備計画 (案)の評価 | 集中豪雨が頻発している状況のなかで、それ由来する洪水、溢水、堤防決壊等の対策をもこの度の「整備計画(案)」に含んでいただいていることは私達の評価するところである。超過洪水を含む危機管理は極めて重要である。 | 1 | 同上 | 同上 | — |
| 1 計画全体・ 整備目標 | 整備計画 (案)の評価 | ダム建設をやめた総合治水対策を武庫川沿いに住む住民として賛成し誇りに思う。今後の計画策定や実施の推進におおいに期待している。 | 1 | 同上 | 同上 | — |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|--------------------|----------------|--|----|-------|------|----------------------------|
| 1 計画全体・ 整備目標 | 整備計画 (案)の評価 | 準備委員会から武庫川流域委員会の今日まで、ながきにわたり武庫川流域とその地域周辺の、人命安全と、まちづくりと一体となった武庫川づくりに一定の方向付けされたことに委員会の皆様並び県当局の皆様にご敬意を表す。 | 1 | 同上 | 同上 | — |
| 1 計画全体・ 整備目標 | 整備計画 (案)の評価 | 下流のことも、河川環境のことも考えた真面目な整備計画案になっていると思う。整備計画の確実な進捗によって、工事実施基本計画とは異なる新しい川づくりを果たしてほしい。 | 1 | 同上 | 同上 | — |
| 1 計画全体・ 整備目標 | 整備計画 (案)の評価 | 2004年以降武庫川流域委員会の審議と連携しながら従来の河川整備計画の枠組みに対するチャレンジ性、都市づくりやまちづくりとの連携の必要性への足だし、川づくりのための流域連携の必要性など積極的対応が見られ評価する。 | 1 | 同上 | 同上 | — |
| 1 計画全体・ 整備目標 | 整備計画 (案)の評価 | 真剣な議論により、治水対策にとどまらず、環境対策、流域対策、減災対策も含めた武庫川整備計画をまとめられた県及び流域委員会のかたがたに敬意を表す。 | 1 | 同上 | 同上 | — |
| 1 計画全体・ 整備目標 | 整備計画 (案)の評価 | このたび武庫川水系河川整備計画の案として兵庫県が作成されたものは、全般的に非常に評価ができる計画であると思う。 | 1 | 同上 | 同上 | — |
| 1 計画全体・ 整備目標 | 整備計画 (案)の評価 | 武庫川流域委員会の結論には大賛成である。真剣な議論によりすばらしい答申を出した武庫川流域委員会、そしてこの答申を受け入れた兵庫県の決断に心から敬意を表す。 | 1 | 同上 | 同上 | — |
| 1 計画全体・ 整備目標 | 整備計画 (案)の評価 | 無駄な公共事業であった新規ダム建設を回避し、流域全体で考えるダム以外の早期実現可能な治水対策に取り込むことについて賛成し、評価する | 1 | 同上 | 同上 | — |
| 1 計画全体・ 整備目標 | 整備計画 (案)の評価 | 新規ダム計画を今期整備計画に採用せず、総合治水計画に基づき、河道対策、流域対策、減災対策を組み立てた計画に、おおむね賛同する。 | 1 | 同上 | 同上 | — |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|--------------------|----------------|------------------------------------|----|-------|------|----------------------------|
| 1 計画全体・ 整備目標 | 整備計画 (案)の評価 | ダムに頼らない武庫川の総合治水を制定された 大英断に賛成する。 | 1 | 同上 | 同上 | — |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|-----------|--------------|--|----|--|--|---|
| 2 河道対策 | 河道掘削 堤防強化 | 現在、今すぐ出来る有効な防水計画と考えられるのは次の点です。 ア 定期的な河床掘削による流量増を図る イ 堤防の補強工事 これらは、ダム建設費用に比し安価であり、毎年計画的に支出可能である。 | 1 | 〔既に盛り込み済みです〕 河床掘削や堤防強化については右記のとおり実施することとしています。 なお、河床掘削も、より大きな洪水に対応しようとするれば、多数の大規模橋梁の架け替えが必要となるなど、事業費は膨大となります。一概に河床掘削がダム建設費用に比して安価であるとは言えないと考えています。 | ・本文 P3 15行目～18 行目 ・本文 P76 14行目～17 行 | ・喫緊の課題に対応でき、早期かつ着実に整備効果が発揮できる対策として、河床掘削や堤防強化、既設青野ダムの洪水調節容量の拡大、武庫川上流浄化センター内の用地を活用した遊水地の整備や、学校・公園・ため池等に雨水を一時的に貯留する流域対策を選定した。 ・河口付近は河川勾配が緩いため、土砂が堆積しやすく、また、屈曲部においては外岸側が洗掘されやすいことから、重点的に維持管理を行う「治水上等の影響が特に大きい区間」に設定し、定期的な横断測量や堤防・護岸の点検を行い、必要に応じて維持掘削、堤防・護岸の修繕工事を行う。 |
| 2 河道対策 | 河道掘削 堤防強化 | 流域委員会の答申に沿って、河川掘削や堤防強化も進めてほしい。 | 1 | 〔既に盛り込み済みです〕 河川整備計画（案）では、右記のとおり、河床掘削、堤防強化等の河川対策、学校・公園・ため池等に雨水を貯留する流域対策を進めていきます。 | ・本文 P3 16行目～18 行目 | ・河床掘削や堤防強化、既設青野ダムの洪水調節容量の拡大、武庫川上流浄化センター内の用地を活用した遊水地の整備や、学校・公園・ため池等に雨水を一時的に貯留する流域対策を選定した。 |
| 2 河道対策 | 河道掘削 | 武庫川の川を掘って大丈夫と言っているが、それでいいのか。 | 1 | 〔既に盛り込み済みです〕 今回の河川整備計画（案）では、下流部築堤区間の安全性を重視し、早期かつ着実に治水効果が発現する河床掘削に取り組むこととしました。また、右記のとおり、洪水に対する安全性を段階的に向上させていくこととしています。 | ・本文 P3 15行目～18 行目 ・本文 P3 25行目～28 行目 | ・喫緊の課題に対応でき、早期かつ着実に整備効果が発揮できる対策として、河床掘削や堤防強化、既設青野ダムの洪水調節容量の拡大、武庫川上流浄化センター内の用地を活用した遊水地の整備や、学校・公園・ため池等に雨水を一時的に貯留する流域対策を選定した。 ・本計画の整備目標は、基本方針の目標達成に向けたあくまで途中段階の目標である。また、近年、地球温暖化に伴う気候変化等に起因する集中豪雨も多発傾向にある。計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力を超える洪水の発生に備え、河川対策や流域対策に加えて減災対策を実施し、洪水被害の軽減を図る。 |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|-----------|------|--|----|--|-------------------------|--|
| 2 河道対策 | 河道掘削 | わからない点や要望がある。下記に列挙するので今後の計画策定時に明らかにしてほしい。 ・・・・・・・・ 河床掘削の土砂量の規模や処分方法は具体的にまとまっているのか。 ・・・・・・・・ | 1 | 〔その他〕 河道掘削の土砂量は下流部築堤区間で約90万m ³ ※です。なお、残土の処分方法については、尼崎沖等の埋め立てが間もなく完了予定であるため、大阪湾の窪地対策などに有効利用できないか、事業実施に向けて今後検討していきます。 ※河道掘削土砂量については、事業実施に向けて、今後詳細設計を行い精度を高めていきます。 | — | — |
| 2 河道対策 | 河道掘削 | 河川工事で出る土砂を選別して砂を甲子園浜や香炉園浜（お前浜）に利用して欲しい。 | 1 | 〔今後の参考とさせていただきます〕 河床掘削で発生した土砂については、できる限り有効利用が図れるよう、具体的な方法について、事業実施段階で検討します。ご意見は今後の参考とさせていただきます。 | — | — |
| | 河道掘削 | 早急にすべきことは、天井川解消である。 | 1 | 〔対応困難〕 河川整備計画（案）では、河口～JR東海道線橋梁下流の区間において、河床掘削、低水路拡幅、高水敷掘削等を行うことで下流部築堤区間の流下能力を向上させることとしています。なお、天井川は川底が周辺地盤より高い河川のことであり、武庫川においては阪急電鉄橋梁から仁川合流点付近までの間が天井川となっています。 | ・本文 P49 9行目～12 行目 | ・① 下流部築堤区間（河口～JR東海道線橋梁下流） 戦後最大洪水である昭和36年6月27日洪水を青野ダム等で洪水調節した後の河道への配分流量3,200m ³ /sに対して流下能力が不足している、河口からJR東海道線橋梁下流までの河床掘削、低水路拡幅、高水敷掘削を行う。 |

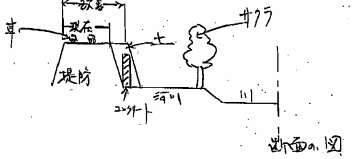
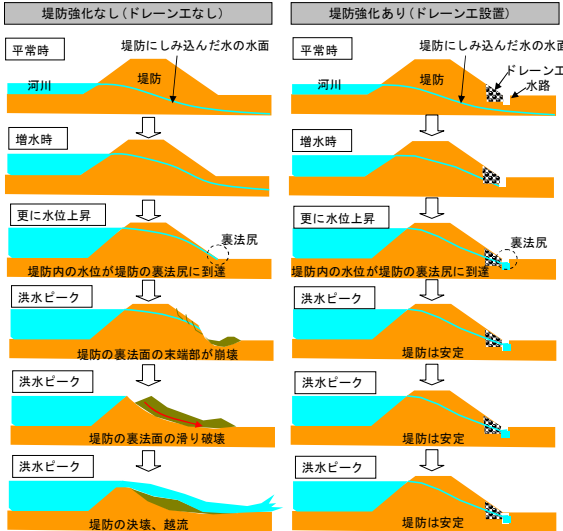
| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|-----------|-----------|---|----|--|--|--|
| 2 河道対策 | 床止工 | 床止工は段差のないものにして欲しい。 | 1 | 〔今後の参考とさせていただきます〕 魚類等の遡上や降下のしやすさを考慮し、できるだけ段差を生じさせない河川整備に努める事としています。しかしながら、例えば川底を掘削する下流側と川底を掘削しない上流側の境界など、やむを得ず川底に段差が生じる箇所では、魚道（魚類等が遡上・降下しやすい水路）を設け、魚類等の移動の連続性の確保に努めることとしており、右記のとおり対応します。 なお、今回の河川整備計画（案）で川底を掘削しない区間における床止工の段差に対しても、魚類等の移動の連続性の向上に向けた検討を行い、右記のとおり実施可能なものから魚道の改良に取り組むこととしています。 | ・本文 P49 17行目～ P50 1行目 ・本文 P71 3行目～7行目 ・本文 P74 2行目～10行目 ・本文 P81 32行目～33行目 | ・潮止堰は、周辺の地下水の利用状況等を勘案し適切に対応することを前提に撤去する。また、床止工は、同様のことを前提に撤去または改築する。 ・対策1 魚類等の移動の連続性確保 河床掘削に併せて潮止堰等を撤去することにより、汽水・回遊種の生息環境の改善を図り、アユやウキゴリ等の回遊魚の遡上を促進するとともに、上流側の床止めに設置している魚道を改良する。 ・アユを武庫川のシンボル・フィッシュとして位置づけて、関係機関や地域住民の参画と協働のもと、河川整備や環境改善に取り組む。このため、平成21年度から3年程度を目処に、アユの分布、産卵場、仔アユの降下等の生息実態調査を実施している。その結果を踏まえて、関係者や地域住民の適切な役割分担のもと、魚道の改善やみお筋の確保などによる移動の連続性の向上、産卵場及び稚魚期の生息場所の確保等の必要な対策を検討し、実施可能なものから取り組んでいく。また、アユの生息実態の追加調査については、必要に応じて検討を行う。 ・関係者や地域住民の適切な役割分担のもと、魚道の改善やみお筋の確保などによる移動の連続性の向上、産卵場及び稚魚期の生息場所の確保等の必要な対策について検討する。 |
| 2 河道対策 | 潮止堰 魚道 | 整備計画(案)では河口近くの潮止堰を撤去して下流域の河道掘削により、流下能力を増加させることを目標の一つに掲げている。潮止堰の撤去はできるだけ早急に実施し、その上流側の掘削も汽水域の機能を発揮できるように、また、より上流側との河道勾配を調整して、回遊魚等生態系の本来の姿を回復させるように魚道等の整備にも充分留意されることを希望する。 | 1 | 〔既に盛り込み済み〕 潮止堰は、地下水利用者の理解と協力を得た後に、適切な補償を行うための事前調査を行い（井戸水の変化と河川工事の因果関係を把握するため、工事着手前に実施する調査）、事後調査の準備が整った段階で、河床掘削と併せて撤去することとしており、右記のとおり記述しています。流下能力の向上を最優先とした工事工程の中で、出来るだけ早期に撤去できるよう努めます。 また、魚類等の移動の連続性を確保するため、床止工に併設している魚道の改良にも右記のとおり取り組むこととしています。 | ・本文 P49 17行目～ P50 1行目 ・本文 P71 3行目～7行目 ・本文 P74 2行目～10行目 ・本文 P81 32行目～33行目 | ・潮止堰は、周辺の地下水の利用状況等を勘案し適切に対応することを前提に撤去する。また、床止工は、同様のことを前提に撤去または改築する。 ・対策1 魚類等の移動の連続性確保 河床掘削に併せて潮止堰等を撤去することにより、汽水・回遊種の生息環境の改善を図り、アユやウキゴリ等の回遊魚の遡上を促進するとともに、上流側の床止めに設置している魚道を改良する。 ・アユを武庫川のシンボル・フィッシュとして位置づけて、関係機関や地域住民の参画と協働のもと、河川整備や環境改善に取り組む。このため、平成21年度から3年程度を目処に、アユの分布、産卵場、仔アユの降下等の生息実態調査を実施している。その結果を踏まえて、関係者や地域住民の適切な役割分担のもと、魚道の改善やみお筋の確保などによる移動の連続性の向上、産卵場及び稚魚期の生息場所の確保等の必要な対策を検討し、実施可能なものから取り組んでいく。また、アユの生息実態の追加調査については、必要に応じて検討を行う。 ・関係者や地域住民の適切な役割分担のもと、魚道の改善やみお筋の確保などによる移動の連続性の向上、産卵場及び稚魚期の生息場所の確保等の必要な対策について検討する。 |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|-----------|------------|--|----|---|--|--|
| 2 河道対策 | 潮止堰 床止工 | 堤防強化を始め種々の方策が計画されていますが、早急の下流部の堤防強化と潮留め堰と床上げ工を撤去し、流下能力を高めて欲しい。魚の生態系にも好影響を与え、「鮎の遡上る川づくり」が進展することを期待する。 | 1 | <p>〔既に盛り込み済み〕</p> <p>堤防強化については、右記のとおり、平成18年度から取り組んでおり、河川整備計画期間も引き続き実施することとしています。</p> <p>潮止堰は、地下水利用者の理解と協力を得た後に、適切な補償を行うための事前調査を行い（井戸水の変化と河川工事の因果関係を把握するため、工事着手前に実施する調査）、事後調査の準備が整った段階で、河床掘削と併せて撤去します。床止工も同様に、流下能力の向上を最優先とした工事工程の中で、出来るだけ早期に撤去または改築することとし、右記のとおり記述しています。</p> <p>なお、流下能力を上げるためには河床掘削によって洪水の流下断面を拡げる必要がありますが、この際には川底に設置している潮止堰や床止工の撤去又は改築が必要となります。潮止堰や床止工を撤去するだけで流下能力が上がるわけではありません。</p> <p>また、アユの遡上する川づくりについても、右記のとおり取り組みます。</p> | <p>・本文 P18 20行目～29行目</p> <p>・本文 P49 17行目～P50 1行目</p> <p>・本文 P74 2行目～10行目</p> | <p>・学識経験者で構成する「武庫川堤防技術検討委員会」※1を平成14年度に設置し、洪水時における浸透、侵食に対する安全性と、安全水準を満たさない堤防の強化対策を検討した。この結果を踏まえ、比較的安全性度が低い4.4kmについて平成18年度から対策工事に取り組んでおり、平成20年度までに1.7kmの工事が完了した。今後も継続して整備を進める必要がある。</p> <p>・潮止堰は、周辺の地下水の利用状況等を勘案し適切に対応することを前提に撤去する。また、床止工は、同様のことを前提に撤去または改築する。</p> <p>・アユを武庫川のシンボル・フィッシュとして位置づけて、関係機関や地域住民の参画と協働のもと、河川整備や環境改善に取り組む。このため、平成21年度から3年程度を目処に、アユの分布、産卵場、仔アユの降下等の生息実態調査を実施している。その結果を踏まえて、関係者や地域住民の適切な役割分担のもと、魚道の改善やみお筋の確保などによる移動の連続性の向上、産卵場及び稚魚期の生息場所の確保等の必要な対策を検討し、実施可能なものから取り組んでいく。また、アユの生息実態の追加調査については、必要に応じて検討を行う。</p> |
| 2 河道対策 | 高水敷 | 河川敷で野球・ラグビー・マラソンやジョギング・将棋などを楽しんでいる方々が、工事期間中にそれらができないことがある。そのときは、別の場所を提供したり、その催し物の中断を納得してもらおう方策をどのように考慮しているか？ | 1 | <p>〔今後の参考とさせていただきます〕</p> <p>工事期間中に河川敷利用が一部制限されることについては、近隣住民への工事説明、工事概要を示した掲示板の設置、河川敷を占有している公園管理者との事前調整等により周知に努め、河川敷利用者のご理解とご協力を得ていきます。</p> <p>なお、工事期間中は、工事車両の通行等を含め、高水敷を広く範囲に工事のために使用する必要があることから、現在の河川敷利用者に対して別の場所を提供することは難しいと考えています。</p> <p>武庫川の下流部沿川地域は、人口・資産が高度に集積しているため、ひとたび堤防が決壊し氾濫すると甚大な被害が予想されるため、沿川にお住まいの方々の生命や財産を守るためには、必要不可欠な工事であることを、工事説明会等を通じて、粘り強く説明することにより、理解を求めていきたいと考えています。</p> | — | — |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|-----------|------|--|----|---|--|--|
| 2 河道対策 | 高水敷 | 現在策定中の整備計画案における国道2号線下流域、阪神電鉄・南武橋付近の、高水敷を削り流水面積の確保を図るとの改修案については、この部分が現在市民の運動公園として重要な空間であることから、充分検討され理解が得られるような計画とされるようお願いする。 | 1 | 〔既に盛り込み済みです〕 今回の河川整備計画(案)では、右記のとおり、戦後最大洪水流量を流下させるために必要な最小限の高水敷掘削を行うこととし、旧国道より下流域において部分的な高水敷掘削を行うこととされています。旧国道から国道2号までの範囲の高水敷の掘削については、今回の河川整備計画(案)では予定していません。 工事実施にあたっては、地域住民等との合意形成に努めると共に、右記のとおり、地域住民等との参画と協働のもと、汽水域の拡大や干潟の創出など魅力ある水辺空間の創造に努めます。 | ・本文 P49 13行目～15行目 ・本文 P75 9行目～11行目 | ・河道への配分流量3,200m ³ /sを安全に流下させる範囲内で、国道43号橋梁の基礎が河床から突出しない深さまで河床掘削するとともに、流域下水道管渠に影響しない箇所ので低水路拡幅と、部分的な高水敷掘削を行う。 ・河口部では潮止堰等の撤去により、汽水域が拡大され、干潟が創出されることから、これらを活かした魅力ある水辺とのふれあいの場の創造を地域住民等との参画と協働のもとで進めていく。 |
| 2 河道対策 | 堤防強化 | 地球温暖化に伴う異常気象の発生が次第に顕著になっている現状から、計画規模を越える超過洪水の発生は充分予想される事態となっている。特に下流築堤区間においてはこうした洪水による堤防の決壊を防ぐ事が必要であり、溢流しても破堤しない堤防の建設と整備を最大の目標として努力することを求める。 | 1 | 〔既に盛り込み済みです〕 河川整備計画(案)では、右記のとおり、超過洪水(計画高水位以上の洪水)に対しても、堤防を決壊しにくくする浸透対策、侵食対策及び巻堤等による越水対策について検討し、可能なものから実施することとしています。 なお、越水しても破堤しない耐越水堤防については、右記のとおり現時点では採用することはできませんが、技術開発の進展に合わせて導入を検討します。 | ・本文 P18 35行目～ P19 5行目 ・本文 P46 3行目～4行目 ・本文 P54 9行目～12行目 ・本文 P81 15行目～17行目 | ・近年、地球温暖化に伴う気候変化等に起因して集中豪雨が多発している現状を踏まえると、越水に対しても一定の安全性を有する堤防(耐越水堤防)の整備が望まれる。しかしながら耐越水堤防については、土木学会の報告書※2では「長期にわたる実効性が証明されておらず、実際の導入は技術的に困難」と結論づけており、技術基準が確立されていないため、現時点では採用することができない。今後、耐越水堤防の導入を、技術開発の進展に合わせて検討していく必要がある。 ※2 「耐越水堤防整備の技術的な実現性の見解」について 耐越水堤防整備の技術的な実現性検討委員会報告書 (社)土木学会 H20.10.27 ・さらに、計画高水位以上の洪水に対して堤防を決壊しにくくする工法についても検討する。 ・橋脚の影響により流水の乱れが発生しやすい橋梁上下流部や、湾曲により水位が上昇しやすい水衝部等、治水上特に注意が必要な箇所を対象に、計画高水位以上の洪水に対して堤防を決壊しにくくする浸透対策、侵食対策及び巻堤等による越水対策について検討し、可能なものから実施する。 ・治水上特に注意が必要な箇所を対象に、計画高水位以上の洪水に対して堤防を決壊しにくくする浸透対策、侵食対策及び巻堤等による越水対策、堤防に近接する一部の家屋等の対応、適正な樹木管理について検討する。 |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|-----------|------|--|----|--|--|---|
| 2 河道対策 | 堤防強化 | 堤防高は「構造令」によると、それを満たし築堤区間は余裕のある高さを備えているという報告がありますが、事実正しいかを確認いただきたい。 | 1 | 〔その他〕 甲武橋より下流の築堤区間では、基本的には、河川管理施設等構造令に定める堤防の余裕高（計画高水位から堤防の天端までの高さのことで、武庫川下流部の場合1.2m必要）以上の高さを有しています。なお、余裕高が不足する箇所は、潮止堰付近の左岸側（尼崎市側）に1箇所あります。当該箇所については、嵩上げ工事を実施する予定です。 | - | - |
| 2 河道対策 | 堤防強化 | 「堤防に近接する一部の家屋等の対応」(P.54)について適切な処置をお願いしたい。 | 1 | 〔既に盛り込み済み〕 堤防強化工事に際して、右記のとおり対応します。 | ・本文 P54 12行目～13行目 | ・堤防に近接する一部の家屋等の対応についても検討する。 |
| 2 河道対策 | 堤防強化 | 堤防を強化することによる樹木の扱いについて、地域住民の理解を得るといって、自然環境の保全と相反することであり、そういう工事案を計画することは理解できません。 | 1 | 〔今後の参考とさせていただきます〕 堤防の安全性を第一義としつつ、右記のとおり、治水上支障のない範囲で樹木を保全し、良好な景観の保全に努めることとしています。 | ・本文 P18 31行目～34行目 ・本文 P54 6行目～8行目 ・本文 P74 25行目～27行目 | ・堤防や高水敷には多くの樹木があるため、堤防強化工事に際して樹木の伐採が必要になる場合がある。一方、これらの樹木の一部は、古くから生育しており、武庫川の景観を特徴づけ、地域住民にも親しまれていることから、堤防強化工事に際して、これら樹木にも配慮する必要がある。 ・また、堤防や高水敷上の樹木に配慮したうえで、工事の際に伐採が必要になる樹木の扱いについて地域住民の理解を得よう努める。 ・特に下流部築堤区間においては、クロマツやアキニレ等の高木樹により良好な景観が形成されており、河川敷の一部が風致地区に指定されている。このことから、河川整備にあたっては、樹木伐採を必要最小限とする工法を検討するなど、良好な景観の保全に努める。 |
| 2 河道対策 | 堤防強化 | 尼崎と比べて、堤防が石ではなく土でできているところがたくさんある。増水した時、弱いのではないかと？相対的に堤防は大丈夫といっているが、特に最近の集中豪雨を見て心配している。 | 1 | 〔その他〕 尼崎市側も西宮市側も堤防は基本的に土で出来ています。その上で、橋梁の上下流部や、湾曲により水位が上昇しやすい水衝部等については、河川側の堤防の表面をコンクリートなどの護岸で覆ってのり面を補強しています。 さらに、長時間の浸透水による堤防の強度低下や流水による侵食に対しては、右記のとおり対策を講じることとしています。 なお、土の堤防は、構造物としての劣化現象が起きにくいこと、沈下した場合でも修復が容易であること、地盤と一体としてなじむこと、地震で被災した場合の復旧の容易さ、その他、費用面、施工性、環境面等の理由から、全国的にも河川堤防は土堤が原則となっています。 | ・本文 P54 2行目～5行目 ・本文 P54 9行目～12行目 | ・築堤区間全区間14.4kmを対象に、計画高水位以下の洪水に対するドレーン工法等の浸透対策、護岸工による侵食対策を実施する。実施にあたっては、平成14年度に行った「武庫川堤防技術検討委員会」の検討結果を踏まえ、比較的安全度が低い4.4kmの区間から順次整備を進める。 ・橋脚の影響により流水の乱れが発生しやすい橋梁上下流部や、湾曲により水位が上昇しやすい水衝部等、治水上特に注意が必要な箇所を対象に、計画高水位以上の洪水に対して堤防を決壊しにくくする浸透対策、侵食対策及び巻堤等による越水対策について検討し、可能なものから実施する。 |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|-----------|------|---|----|---|--|---|
| 2 河道対策 | 堤防強化 | 環境と安全・生命そして生物多様性との共存を 考える中、下流域に移住している住民にとって武 庫川河川域は緑あるゆとりの空間となっています が、大きな松並木や樹木などは強風を伴った台風 などで土壌のゆるみ、松食い虫などでの枯れによ る影響などからくる土堤防の強度と水漏れなどは どうなのか？現状ではどのようなリスクがあるの か？ | 1 | 〔既に盛り込み済み〕 ご指摘のとおり、樹勢の劣った樹木や根の支持 力が小さい樹木は、洪水時に倒伏するなど堤体に 悪影響を及ぼす可能性があることから、平成14年 に高水敷や堤防上の樹木の健全度調査を行い、そ の後、倒伏の恐れのある老木等の危険木について は順次伐採しました。 引き続き、今後は、右記のとおり樹木管理を行 います。 | ・本文 P76 23行目～26 行目 | ・河川区域内の樹木等について巡視・点検を行 い、樹勢が劣り洪水時に倒れて堤防の安全性に悪 影響を及ぼすような樹木は伐採・抜根するなど、 適切な樹木管理を行う。併せて、治水上支障とな る樹木の伐採や、治水上の支障がない範囲での植 樹など、適正な樹木管理について検討する。 |
| 2 河道対策 | 堤防強化 | 河口域でのコンクリート堤防等の経年変化によ る劣化はだいじょうぶか？このあたりは天井川で あり心配をしている。コンクリートのつなぎ目は 草などが見受けられる。 コンクリートで覆われた中の土壌は？空洞は？ など見えないところの状態を早急に調査し問題あ れば早急な対策をお願いしたい。 | 1 | 〔既に盛り込み済み〕 堤防の維持管理については、右記のとおり対応 することとしています。 | ・本文 P76 3行目～6行 目 ・本文 P76 11行目～12 行目 | ・河道の確保、堤防・護岸の機能維持、河川利用 者の安全確保、不法行為等の防止、施設の機能維 持、占用許可工作物への適切指導を目標に、平成 21年度に策定した「兵庫県河川維持管理計画」に 基づき、定期的に点検を行って河川の状態を把握 し、効果的・効率的に河川の維持管理を行う。 ・堤防・護岸は、堤防の決壊や護岸の崩壊などの 重大な被害が生じないように変状箇所については、 修繕工事を実施する。 |
| 2 河道対策 | 堤防強化 | 河床掘削で洪水時表水面積が大きくなる時、堤 防決壊のリスクがないのか。 | 1 | 〔その他〕 堤防決壊の原因は、①堤防に水が浸透すること による漏水や堤防法面の崩れ、②流水による堤体 の侵食、③越流による堤防法面の侵食に大別され ます。 河床掘削によって洪水時の水位は下がるため、 河床掘削をしない場合に比べて上記①～③は緩和 されます。したがって、河床掘削が堤防決壊のリス クを増大させることはありません。なお、堤防 強化については、右記のとおり対応することとし ています。 | ・本文 P54 2行目～5行 目 ・本文 P54 9行目～12 行目 | ・築堤区間全区間14.4kmを対象に、計画高水位以 下の洪水に対するドレーン工法等の浸透対策、護 岸工による侵食対策を実施する。実施にあたって は、平成14年度に行った「武庫川堤防技術検討委 員会」の検討結果を踏まえ、比較的安全度が低い 4.4kmの区間から順次整備を進める。 ・橋脚の影響により流水の乱れが発生しやすい橋 梁上下流部や、湾曲により水位が上昇しやすい水 衝部等、治水上特に注意が必要な箇所を対象に、 計画高水位以上の洪水に対して堤防を決壊しにく くする浸透対策、侵食対策及び巻堤等による越水 対策について検討し、可能なものから実施する。 |
| 2 河道対策 | 堤防強化 | 河道対策の1つである『下流部築堤区間の堤防 強化（南武橋～仁川合流点）』については堤防上 を車道として活用しているが大型車両も多く車道 面の拡幅を堤防強化と同時に実施されたし。 | 1 | 〔対応困難〕 堤防に厚みを持たせる工法は、有効な堤防強化 対策の1つですが、堤防を河川水や雨水の浸透に 対して安定させるために、堤防ののり面は、設計 基準上、高さを1とした時の水平距離が2以上の 緩やかな勾配にしなければならないこととなっ ています。 このため、車道面の拡幅を行うと、これに伴っ て堤防の幅も広くなるため、河川側においては通 水断面が狭くなり洪水流下の妨げになり、堤内地 側においては新たな用地が必要となって多くの家 屋移転等を伴うため、実施は困難と考えていま す。 | - | - |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|-----------|------|--|----|---|---------------------|--|
| 2 河道対策 | 堤防強化 | 堤防の強化 ○氾濫時の決壊防止 ○拡幅により交通の安全対策（5～6m拡げる）  | 1 | 【対応困難】 堤防に厚みを持たせる工法は、有効な堤防強化対策の一つですが、河川側に堤防を拡幅すると通水断面が狭くなり洪水流下の妨げになるため、洪水流下能力が不足する下流部築堤区間では、採用することはできません。また、堤防内部にコンクリート壁を打設することについても、盛土内にコンクリートなどの異物が混入した場合、地震時などに剥離や空洞化が発生しやすく、堤防の強度がかえって低下する恐れがあるため、採用することは出来ないと考えています。 なお、氾濫時の決壊防止としては右記の対策を講じることとしています。 | ・本文 P54 9行目～12行目 | ・橋脚の影響により流水の乱れが発生しやすい橋梁上下流部や、湾曲により水位が上昇しやすい水衝部等、治水上特に注意が必要な箇所を対象に、計画高水位以上の洪水に対して堤防を決壊しにくくする浸透対策、侵食対策及び巻堤等による越水対策について検討し、可能なものから実施する。 |
| 2 河道対策 | 整備効果 | 河床掘削により阪神電鉄橋梁付近では、何メートルの水位上昇を抑えることが可能か？（平成16年台風23号の場合、河床改修の成果により、約1.4メートル水位が下がったとの報告がある。ちなみに、昭和58年9月28日台風10号では阪神電鉄武庫川橋梁の真下まで水位が上がったとのことである）。 | 1 | 【その他】 今回の河床掘削により、戦後最大洪水である昭和36年6月27日洪水の水位を阪神電鉄橋梁付近で約1m低下させることが出来ます。 | - | - |
| 2 河道対策 | 整備効果 | 築堤区間西側には鳴尾地区民家が密集している。過去の歴史に堤防の破堤はなかったが、住民は堤防決壊を恐れています。県は堤防強化にドレーン工法等の対策を実施（P. 54）されようとしているが、その効果をさらに具体的に示していただきたい。 | 1 | 【その他】例えばドレーン工法の場合、堤防裏の法尻に砕石（ドレーン工）を設置して、堤防にしみ込んだ水を速やかに排水し、堤防法面の崩れを防止します。  | | |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|-----------|-------|--|----|--|------------------|-------------------------------|
| 2 河道対策 | 整備効果 | 今回の「武庫川河川整備計画」は、昭和36年6月の戦後最大の洪水を基本とされている。これ以上の降雨に対しては、人的被害の回避と軽減、社会経済への深刻なダメージの回避を目指すとしている。その見解として、特に下流部築堤区間の流下能力アップの対策、貯留施設の検討が挙げられている。このことは一時的（初期対応）なもので、洪水対策とし何年間後の洪水対策の効果が担保できるのか。 | 1 | 〔その他〕 河川整備計画期間を20年間としていますので、概ね20年後には戦後最大洪水と同規模の洪水（甲武橋地点3510m ³ /s）を安全に流下させることができます。 なお、整備効果は20年後に初めて発現するのではなく、河川整備の進捗に応じて、徐々に向上していきます。 | — | — |
| 2 河道対策 | 整備効果 | わからない点や要望がある。下記に列挙するので今後の計画策定時に明らかにしてほしい。 ・・・・・・・・ 築堤区間の阪急神戸線付近は整備済になっているが本当に大丈夫なのか。その根拠を示して欲しい。 ・・・・・・・・ | 1 | 〔既に盛り込み済みです〕 右図のとおり、阪急電鉄付近では、現況流下能力が3,200m ³ /s以上あり、現在の整備水準（2,600m ³ /s）を満足しています。また、今回の河川整備計画（案）で目標とする戦後最大洪水に対する河道分担流量についても現状の河道で安全に流下させることが出来ます。 | ・本文P49 図4.1.1 | <p>図4.1.1 現況流下能力と河道への配分流量</p> |
| 2 河道対策 | 青葉台地区 | 青葉台地区の河川整備にあたっては、担当者が代わっても住民が不安をいだかなくてもいいようにきちんと引継ぎをしていただきたい | 1 | 〔今後の参考とさせていただきます〕 ご意見の通り、円滑な事業執行が図れるよう努めていきます。 | — | — |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|-----------|-------|---|----|--|--------------------|--|
| 2 河道対策 | 青葉台地区 | 河川についての情報や川沿いの改修工事の変更など住民の生活に直結する話は住民にすぐ公開していただきたい。 | 1 | 〔今後の参考とさせていただきます〕 右記の通り、住民の方々の意向も踏まえながら対策を実施することとしています。ご意見については、住民の方々と合意形成を図るうえで、今後の参考とさせていただきます。 | ・本文 P51 4行目～7行目 | 当面は、生瀬大橋上流の未整備区間のうち、家屋の多い青葉台地区等について、下流の整備済区間と同水準の流量(生瀬地点における河道への配分流量1,900m ³ /s)を安全に流下させるとともに平成16年台風23号洪水(生瀬地点2,600m ³ /s)による再度災害防止のため、地元住民の意向を踏まえながら河床掘削等の対策を検討し実施する。 |
| 2 河道対策 | 青葉台地区 | 安全・安心のサービスを提供するというところがあるが、立ち退いたのでは、立ち退いた住民はサービスを受けることができない。立ち退かなくても安全・安心が受けられるよう机上ではなく、住民の立場にたった計画であることを願う。 | 1 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 2 河道対策 | 情報提供 | 下流部築堤区間での事業量は大きく、具体的な工事として住民の目に触れる期間が長く、範囲が広がる。初期段階からの情報提供の徹底に十分に留意して進めて欲しい。特に、高水敷の利用者(ランニング、ジョギング、サイクリング、散歩、憩い、野球、テニス等)や、低水路の利用者(水辺あそび等)などの実際の利用者に情報が届く工夫に十分に留意して欲しい。例えば、いち具体案として、高水敷に情報提供用の簡易な掲示板(「武庫川かわら版(仮称)」)。内容を適宜更新できる形態の簡易な掲示板)を設けて随時、情報提供(計画内容、今後の予定、進捗状況等)をすることを挙げておく。今後できるだけ早期にこのような工夫を実施して頂きたい。 なお、情報提供の際には、計画策定段階で住民意見の反映プロセスを経てきたこと(流域委員会への諮問、パブリックコメント)、実施段階での進行管理プロセスが存在すること(フォローアップ委員会)は常に必ず明記して欲しい。 また、流域全体を対象として整備計画内容を周知できるリーフレット(基本方針リーフレット以上の丁寧な内容を希望)の作成と配布・周知を行って欲しい。最低でもリーフレット内容案の作成は、平成22年度中(武庫川企画調整課がある(計画策定担当者がある)うちに)に行なって欲しい。 | 1 | 〔今後の参考とさせていただきます〕 事業を円滑に進めるためのご提案として、参考にさせていただきます。 | - | - |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|-----------|-------|--|----|---|--------------------------|---|
| 2 河道対策 | 排水ポンプ | 上流部に大雨が降らなくても、下流部特に国道43号線以南の排水ポンプ作動が遅いと床下浸水になる。ゲリラ豪雨対策に対してどのように考慮しているか？排水ポンプ場には非常発電装置はあるか？ | 1 | 〔その他〕 ご指摘の排水ポンプは尼崎市の大庄中継ポンプ場であると思われませんが、尼崎市ではこのポンプ場も含めて、迅速かつ適正な運転管理に努めているところです。 ゲリラ豪雨のような超過降雨対策としては、現在、雨水を地中に浸透させて河川への流出量を抑制する雨水浸透管の整備を推進しています。 また、ご質問の非常発電装置についてですが、大庄中継ポンプ場をはじめ尼崎市の中継ポンプ場では、停電した場合においても雨水ポンプを運転できる自家発電装置を設置しています。 | - | - |
| 2 河道対策 | 排水ポンプ | 計画高水位以上の洪水時は、排水ポンプの停止により内面浸水が住民の生活をおびやかすのではないかと。避難対策だけでよいのか。人的災害の保障はどのようにするのか。 | 1 | 〔その他〕 排水ポンプの運転調整は、洪水により河川水位が上昇し堤防が決壊する恐れがある場合にポンプによる排水を継続すると河川の水位上昇を助長することから、堤防の決壊という最悪の事態を回避するためにやむを得ず行うものです。平成12年9月の東海豪雨では、河川が危険な状態にありながら排水ポンプからの排水を続けたことが、河川の破堤等、被害の拡大をもたらす要因となったことから、全国的に排水ポンプの運転調整ルールづくりに向けた取り組みが進められています。 しかしながら、排水ポンプの運転調整は、ポンプ排水を停止することによる内水氾濫を許容するか、それを避けるために堤防決壊のリスクを増大させるかという、二者択一を迫られるきわめて難しい問題であり、右記のとおり、増水時における合理的な排水ポンプの運転調整方法、内水被害に対する対応のあり方などについて、引き続き関係市や下水道管理者と協議を進めることとしています。 | ・本文 P77 17行目～22 行目 | ・洪水で堤防が決壊する恐れがある場合に、武庫川へのポンプ排水を続けると、水位上昇を助長し、越水や堤防の決壊を引き起こす可能性があるため、地元市や下水道管理者等と協議し、出水時における排水ポンプ場の合理的な運転調整方法を定めていく。 なお、県の流域下水道の中継ポンプ場については、堤防の決壊等の危険が切迫した緊急時には、河川管理者の指示により、緊急避難措置として、排水ポンプの運転を停止することとしている。 |
| 2 河道対策 | 排水ポンプ | わからない点や要望がある。下記に列挙するので今後の計画策定時に明らかにしてほしい。 ・・・・・・・・ 排水ポンプ場を緊急的に運転停止した場合、内水氾濫が起きるのではないかと。具体的に下水道管理者とどのように調整するのか。 ・・・・・・・・ | 1 | 〔その他〕 排水ポンプの運転調整は、ポンプ排水を停止することによる内水氾濫を許容するか、それを避けるために堤防決壊のリスクを増大させるかという、二者択一を迫られるきわめて難しい問題であり、増水時における合理的な排水ポンプの運転調整方法、内水被害に対する対応のあり方などについて、右記のとおり、引き続き関係市や下水道管理者と協議を進めることとしています。 | ・本文 P77 17行目～22 行目 | ・洪水で堤防が決壊する恐れがある場合に、武庫川へのポンプ排水を続けると、水位上昇を助長し、越水や堤防の決壊を引き起こす可能性があるため、地元市や下水道管理者等と協議し、出水時における排水ポンプ場の合理的な運転調整方法を定めていく。 なお、県の流域下水道の中継ポンプ場については、堤防の決壊等の危険が切迫した緊急時には、河川管理者の指示により、緊急避難措置として、排水ポンプの運転を停止することとしている。 |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|-----------|-----|---|----|---|--------------------------|---|
| 2 河道対策 | 津波 | 東南海地震が発生した時の高潮によって洪水が起きるかもしれない。 | 1 | 〔既に盛り込み済みです〕 「高潮」とは、台風や発達した低気圧により波浪（高波やうねり）が発生して、海面の高さがいつもより高くなる現象をいい、「津波」とは、地震による海底地盤の動きに合わせて海面が上下し、この海面の動きが同心円状に広がっていく現象であり、ご指摘の件は高潮ではなく津波です。なお、津波対策としては右記のとおり安全性を確認済みです。 | ・本文 P19 20行目～24 行目 | ④津波対策 南海地震に伴う津波想定高は尼崎西宮芦屋港（西宮）付近で0. P. +4. 3m程度※1とされており、防潮堤は0. P. +4. 9m以上の高さで整備済のため津波を防御できる。またこの津波が武庫川を遡上した場合、その高さは河口（阪神高速湾岸線）付近から国道2号付近で0. P. +3. 5m程度※1と推定されており、現在の河川堤防の高さ（0. P. +6. 8m以上）で対応できる。 ※1 津波災害研究会「兵庫県沿岸域における津波被害想定調査概要報告書」H12. 3より。 なお、この想定津波高は、内閣府の中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」による東南海・南海地震同時生起の想定津波高（兵庫県阪神南地域で0. P. +4. 1m程度※2）よりも高い。なお東海・東南海・南海地震同時生起、東南海・南海地震同時生起、南海地震単独の何れのケースにおいても兵庫県阪神南地域の想定津波高はほぼ同等である。 |
| 2 河道対策 | 代替案 | 武田尾温泉附近の流下能力を確保するために山に導水トンネルを掘ったらいかがか。または、導水トンネルの一部を遊水池にして、洪水時に一時的に留めて下流に悪影響を与えないようにもできないか？ 新規ダムの検討するのなら、当然新規ダム工事中は仮設の導水トンネルを造るので、この案は検討されるべきである。この導水トンネルがあれば、新規ダムは当然必要なくなる。 | 1 | 〔対応困難〕 山に導水トンネルを掘って洪水の一部を迂回させたり地下貯留させる方法は、家屋移転を伴わない治水対策の1つではありますが、洪水流量が大きい武庫川の場合、大規模な導水トンネルが必要となり、河道掘削や溢水対策に比べて、事業費が膨大となり、実施は困難であると考えています。 なお、新規ダムを建設する場合に設ける仮設の導水トンネル（転流工）は、ダムサイトをバイパスする上での必要最小限の延長で設置します。新規ダムの代替案としてこの導水トンネルを設置する場合、海までのルート確保が必要となるうえに、洪水流量が大きいことから、大規模な導水トンネルが必要となり、コスト的に実施は困難と考えています。 | - | - |
| 2 河道対策 | 代替案 | 下流部の旧枝川水門附近から甲子園筋の地下にシールド工法でトンネルを掘って一部を貯水池にできないか？ このトンネルの水を街路樹への水やりに使ったり、道路のアスファルトが熱くなったら散水して温度を下げる。都市部のヒートアイランドを抑える事にも利用する。地震時の給水や火事での防火用水にもなる。一定量は海に流して海の生物にも役立つ。上流に新規ダムを造る必要がなくなる。 | 1 | 〔対応困難〕 地下にトンネルを掘って洪水の一部を分派させたり地下に洪水を貯留させる方法は有効な治水対策の1つではありますが、洪水流量が大きい武庫川の場合、大規模な地下トンネルが必要となり、事業費が膨大となり実施は困難と考えています。 | - | - |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|-----------|------------------|---|----|---|------|----------------------------|
| 2 河道対策 | 道場生野地区 (課題認識) | 武庫川上流浄化センター対岸部の県道塩瀬道場線の道路冠水と護岸の崩壊等の調査・認識がされていない事を大きな問題として提議する。これについては、平成16年の台風23号による大きな被害を地元として被り、当社の事務所も水に1.5mほど浸かり、事務所ドアをはじめ内部の応接セットなどを流失した経験より、早急に対策工事を願うとの要望書を兵庫県をはじめ神戸市にも、地元生野自治会長からも当社よりも県会議員や市会議員を通じても私自身でも提出している。しかしながら、崩壊した護岸は現状復帰しただけで、その後河中の堆積土砂の浚渫工事だけで、有効な対策が未だにとられていない現状を理解して、再調査して問題を認識して頂きたい。 | 1 | 〔その他〕 【武庫川上流浄化センター付近の河道改修】 河中道路や巨岩の撤去、旧国鉄時代に設けた仮橋の取扱い、河床掘削や護岸改修の必要性など、平成16年台風23号の再度災害防止に有効な対策について調査・検討し、必要なものについては順次取り組みます。 なお、ご指摘の「ダムの影響（放流による流量の増大）」について、基本的に洪水時には、ダムは流入量以上の放流を行うことはありません（たとえダムが満水になったとしても、ダム地点に流入してくる洪水量をそのまま下流に放流します）。したがって、ダムがなかった場合に比べて下流河道の流量が増大することはありません。 | - | - |
| 2 河道対策 | 道場生野地区 (河中道路) | 武庫川上流浄化センターの建設における工事の後始末（建設用の工事用河中道路の放置、建設に伴う県道塩瀬道場線の整備、施設横の河川・河道整備）を現在放置しており、その整備事業の検討がされていない事を疑問とし、早急の対策を進めて頂きたい。 | 1 | 同上 | - | - |
| 2 河道対策 | 道場生野地区 (河中道路) | 過去30年前から武庫川上流浄化センターの建設の為に整備設置された工事用河中道路がそのまま放置されて、河の流れの障害として存在している。故に洪水等の安全対策上、一刻も早く撤去すべきである。 | 1 | 同上 | - | - |
| 2 河道対策 | 道場生野地区 (河道改修) | 生野地区である地域は、3つのダム（千苅ダム・丸山ダム・青野ダム）の直下であり、放流の影響を強く受ける場所であるのに、普通の河川整備基本方針や計画のままで良いのか？はなはだ疑問である。従ってこの地域では特別にダムの影響（放流による流量の増大等）を検討され、特別に河道対策や護岸対策がなされる必要があると思われるので、その対策を講じて頂きたい。 | 1 | 同上 | - | - |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|-----------|------------------|--|----|---|------|----------------------------|
| 2 河道対策 | 道場生野地区 (河道改修) | 4～5年前に兵庫県が河道対策として河川の堆積土砂の撤去として浚渫工事を行ったが、いまだ河床が岩盤にて現計画河床より約1.5mは高い状態で存在しており、千叡ダムの直下の羽束川との合流地点でもあり、また丸山ダム・青野ダムの下流として放流の影響を考慮した治水対策を行う必要のある場所と考えられ、早急に検討を要すると思われる。つまり、通常より深い河道の設置か？通常より高い護岸施設の設置が望まれる。これが行われないと、ダムの放流による人災の洪水が引き起こる危険があると思われる。とりあえず、私の経験から思うに、武庫川上流浄化センター側（左岸）の護岸高さと同じ高さ（約1.5m嵩上げ）で右岸も護岸を整備し、且つ河道も計画河床より深くする必要があると思う。右岸の護岸は現在老朽化が進み、崩壊する危険もある状態なので直ちに左岸と同じ高さで整備した強固護岸を整備すべきと思われる。 | 1 | 同上 | — | — |
| 2 河道対策 | 道場生野地区 (巨岩撤去) | 4～5年前に神戸市が危険な施設として吊り橋の撤去を行い、河の障害物の撤去を行ったが、橋脚の足下の巨岩が、いまだに障害物として存在し、河道対策として撤去すべきと考えられる。 | 1 | 同上 | — | — |
| 2 河道対策 | 道場生野地区 (仮橋撤去) | 過去に旧国鉄時代の鉄道建設の為の工事用の橋が架かっているが、仮橋のままであり、本来は少し下流の場所に本橋を建設し直す必要があるにもかかわらず放置され、河川断面にも障害となっており、これも早急に整備してもらいたい。 | 1 | 同上 | — | — |
| 2 河道対策 | 道場生野地区 (道路冠水) | 現在県道塩瀬道場線の道路として通行しているが、水面より1～2mの水没する箇所があり、護岸も未整備であり、安全安心な道路ではない、洪水時には危険な道路として存在しており、今現在は新名神高速道路建設の車両と地元車両の通行に使用されており、近い将来には安全な道路護岸として整備が必要と思われる。 | 1 | 〔その他〕 【大岩橋下流から宝塚市境までの県道嵩上げ】 当該箇所は兩岸山付けであり、洪水時における人家への影響がないことから、緊急性が低く、当面は改修不要と考えています。なお、道路冠水の恐れがある場合などには、通行規制を行うなど、道路利用者に対する安全対策に努めるよう、道路管理者である神戸市に要請します。 | — | — |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|-----------|------------------|--|----|---|------|----------------------------|
| 2 河道対策 | 道場生野地区 (道路拡幅) | 県道塩瀬道場線を同時に現在3～4m道路から6m幅員の大型2車線通行可能な安全に通行できる道路として整備すべきと考える。 新名神高速道路建設の生野中工用道路建設にて県道拡幅の計画と工事の予定があるが、当初は現在の道路の高さで拡幅し、護岸も触らない計画であったが、各関係機関との協議で河川側にせり出して、且つ護岸高さを約1.5m嵩上げて整備する計画と変更してきていると聞きます。しかしながら、道路幅員は5mで大型の交互通行には6m必要ですが、狭い道路の計画の様です。今後の安全安心な県土の整備事業として洪水で冠水しない安全で強固な護岸と道路の建設となる様に協議を進めて頂きたい。 | 1 | 〔その他〕 【県道の嵩上げや拡幅】 県道の嵩上げについては、洪水流下上必要な高さを確保するよう、道路管理者である神戸市に要請します。また、幅員の拡幅についても、ご意見の趣旨を神戸市にお伝えします。 なお、上記のいずれも、現在関係機関協議を行っているところです。 | — | — |
| 2 河道対策 | 道場生野地区 (新名神) | 新名神高速道路建設にてこの場所を横切る為に巨大な橋の橋脚が1本河中に設置される計画があり、その影響も考え各関係機関と協議されなくてはならない。 | 1 | 〔その他〕 【新名神高速道路の橋脚】 河川管理者としては、事業者である西日本高速道路(株)に対し、現状を悪化させないように、また将来の計画に支障にならないよう、適正に審査し、河川占用許可を判断します。 | — | — |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|-----------------|-------|---|----|---|--------------------------|---|
| 3 洪水調節 施設 | 現状と課題 | <p>削除を前提に検討願いたい文言。 P20⑥洪水調節施設の整備の最終段落【第2章 第2節 1-(1)河川対策の⑥】「河川整備基本方針 では、洪水調節施設により910m³/sの流量を調節 することとしており、これに向けた整備をすすめ ていく必要がある。」 理由 1.「青野ダムは、平成16年の台風23号など既往洪 水において、一定の洪水調節効果を発揮してい る。」を受けた段落であり、「基本方針」の「 910m³/s」を新規ダムでという考え方の残滓である と判断する。この文言は、適切な整備目標を設定 した「計画」の理念に対する、配慮を欠いた不用意 な用法語法である。 2.「910m³/s」は、今回の「計画」に多数登場する が、例えば、P56では保留条件とともに丁寧に説 明されており、ダムを選択しない文脈の中で使用 されている。 3.「計画」の本論とも言うべき上記2のP56の論旨と も矛盾する。 4.青野ダムを強調して、洪水調節を語るのであら ば、「計画」が設定した適切な目標「280m³/s」の明 記・説明も必要である。いきなり「910m³/s」への 整備の文言は、「計画」文書の質も損なう。</p> | 1 | <p>〔対応困難〕 河川整備は、河川整備基本方針の目標達成に向 けて段階的に整備を行うものです。 ご指摘の箇所は、「⑥洪水調節施設の整備」につ いて、「現状と課題」を記載している箇所です。 武庫川水系河川整備基本方針(H21.3月策定)の目 標流量における洪水調節施設の配分流量は910m³ ですが、その目標流量に較べて整備が進んでいな いことが課題であり、その事実を記載しておく必 要があると考えています。</p> | ・本文 P20 24行目～26 行目 | <p>・第2節河川整備の現状と課題 ⑥洪水調節施設の整備 河川整備基本方針では、洪水調節施設により 910m³/sの流量を調節することとしており、これ に向けた整備をすすめていく必要がある。</p> |
| 3 洪水調節 施設 | 遊水地 | <p>わからない点や要望がある。下記に列挙するの で今後の計画策定時に明らかにしてほしい。 ・・・・・・・・ ⑤新規遊水地の整備箇所の武庫川上流浄化セン ター用地の具体的な計画はまとまっているのか。 ・・・・・・・・</p> | 1 | <p>〔その他〕 新規遊水地については、下水道計画と調整し、 下水道施設予定地を除く用地を最大限活用して整 備します。 なお、下水道の施設は、将来必要となる増設・ 更新を見込み施設配置の計画をしています。</p> | — | — |
| 3 洪水調節 施設 | 遊水地 | <p>雨水ができるだけ地下浸透するように、底面だ けでなく側面もコンクリートで固めないで地肌ま たはそれに近い状態にしてほしい。</p> | 1 | <p>〔今後の参考とさせていただきます〕 遊水地の側面とは、周囲の護岸のことだと考え られますが、護岸の構造については、自然環境に 配慮した工法の採用に努めます。 なお、本川の洪水を遊水地へ導く越流堤につい ては、越流水の流速にも耐えられる構造が必要で あり、事例ではコンクリート構造が多く採用され ています。 これらを前提に今後、詳細検討を行います。</p> | — | — |
| 3 洪水調節 施設 | 遊水地 | <p>自然景観を損ねないものにして下さい。</p> | 1 | <p>〔既に盛り込み済みです〕 右記のとおり、周辺の景観にも配慮した施設整 備に努めます。</p> | ・本文 P74 19行目～21 行目 | <p>・河川整備にあたっては、河川が地域景観を構成 する重要な景観要素のひとつであることを念頭に おき、関係機関や地域住民と連携する中で治水と の整合を図りつつ、「兵庫県公共施設景観指針」 をもとに、周辺の景観にも配慮した施設整備に努 める。</p> |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|-----------------|------|---|----|---|---------------------------|---|
| 3 洪水調節 施設 | 遊水地 | 周辺には近隣住民のいない場所ですが、巨大な建造物が自然景観に与える影響については流域住民の関心事ですので、住民参加の整備検討会を開いて下さい。 | 1 | 〔既に盛り込み済みです〕 遊水地の検討内容については、適宜フォローアップ委員会に報告し、意見を聴きたいと考えています。 | ・本文 P80 23行目～28 行目 | (2)フォローアップ委員会の設置 新たに、学識経験者と地域住民で構成するフォローアップ委員会を設け、施策や事業の実施状況等を、定期的に委員会に報告し意見を聴く。 また、P D C Aサイクルによる進行管理の仕組みが具体化した段階で、施策や事業の実施状況の点検・評価を行い、それをフォローアップ委員会に報告することで説明責任を果たすとともに、委員会から意見を聴いて整備計画の次なる進行と改善につなげていく。 |
| 3 洪水調節 施設 | ダム関係 | 万が一、新規ダム建設可能となっても、それに頼らない武庫川造りと減災対策をする整備計画であるべきで、この点が弱い。 | 1 | 〔既に盛り込み済みです〕 右記のとおり、今回の河川整備計画（案）では、下流部築堤区間における流下能力の低い区間の安全度向上を重視して、早期かつ着実に整備効果が発揮できる対策を選定しており、多大な時間を要する千叡ダムの治水活用や新規ダムの建設は今回の河川整備計画（案）の整備対象とはしていません。 しかしながら、集中豪雨が多発している現実を踏まえると、河川整備基本方針の目標達成に向けて、さらなる洪水に対する安全度の向上が必要であるため、検討を継続し、具体的な方向性が定まった場合には、計画上の取り扱いについて検討することとしています。 | ・本文 P56 8行目～25 行目 外 | ・本計画の策定にあたっては、千叡ダムの治水活用や、武庫川峡谷での新規ダム建設についても検討を実施した。いずれの対策も基本方針における洪水調節施設の分担量である910m ³ /sの確保に向けた選択肢のひとつであるが、実現可能性を見極めるのに今なお時間が必要である。具体的には、千叡ダムの治水活用は、最近の小雨化傾向を踏まえた濁水リスクへの対応の立場にある水道事業者との合意形成に、新規ダム建設については、環境保全に配慮したとしてもなお、ダム選択への社会的な合意形成に、それぞれ多大な時間を要する。また、完成するまでに十数年と時間を要し、その間は整備効果を発揮できない課題もある。 そこで、戦後最大洪水に対応することを整備目標として、早期に整備効果の発現が期待できる河床掘削や堤防強化、既設青野ダムの洪水調節容量の拡大、武庫川上流浄化センター内の用地を活用した遊水地の整備に取り組むこととした。 しかしながら、近年、地球温暖化に伴う気候変化等に起因する集中豪雨が多発している中、平成21年8月には、千種川水系の佐用川で、過去に経験したことのない大きな洪水が発生した。このような現実を踏まえると、多くの人口・資産を抱える武庫川では、河川整備基本方針の目標達成に向けて、さらなる洪水に対する安全度の向上が必要である。 したがって、千叡ダムの治水活用や武庫川峡谷での新規ダム建設等について、その必要性・実現可能性の検討を継続し、具体的な方向性が定まった場合には、計画上の取り扱いについて検討する。 |
| 3 洪水調節 施設 | ダム関係 | 新規ダムは環境への負荷が大きいことから最後の手段である。 | 1 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 3 洪水調節 施設 | ダム関係 | 整備計画（案）では、新規ダム建設についてその必要性を継続検討するとなっているが、計画実施中の20年間に、できるだけダムに頼らない治水計画の実現に全力を尽くすべきである。新規ダムは最終選択肢であって、その検討に最初から頼るべきではない。 | 1 | 同上 | 同上 | 同上 |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|-----------------|------|---|----|-------|------|----------------------------|
| 3 洪水調節 施設 | ダム関係 | ダム建設には絶対反対です。発想の転換をして下さい。(ダム建設から脱ダム治水へ) | 1 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 3 洪水調節 施設 | ダム関係 | ゲリラ豪雨や濁水対策も必要であるが、ダムは不要である。 | 1 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 3 洪水調節 施設 | ダム関係 | 新規ダムの建設には反対です。 | 1 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 3 洪水調節 施設 | ダム関係 | 新規ダムは建設費が高くつく上に、土砂が堆積し、30年もすると本来の目的を失ってしまうおそれがある。また、河川の生物の生態系を壊すことは明らかである。そんなダムの為に膨大な予算を使う事には反対である。 | 1 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 3 洪水調節 施設 | ダム関係 | 千刃ダムの治水活用については当然検討を継続してもらいたい。新規ダムについてははっきりと中止すると書くべきである。 | 1 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 3 洪水調節 施設 | ダム関係 | この計画ではダムが見送られているのは誠に残念である。ダムが不要とされるなら、その理由を住民に分かりやすく説明してほしい。 | 1 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 3 洪水調節 施設 | ダム関係 | ダム建設も含めた総合的な治水対策を早急を実施してほしい。 | 1 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 3 洪水調節 施設 | ダム関係 | 新規ダム完成には十数年と時間を要する記述があるが、それであれば現在の整備計画(案)と並行してダム建設をやらなければ近い将来大変なことになる。 | 1 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 3 洪水調節 施設 | ダム関係 | 今回の計画は十分なのか。最悪ダムも必要ではないか。 | 1 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 3 洪水調節 施設 | ダム関係 | 流域住民の事を考えるなら新規ダムは是非必要で有り直ぐに取りかかるべきである。 | 1 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 3 洪水調節 施設 | ダム関係 | 新規ダムについては、今から計画プランの実施に取り掛かるとは、20年後からではその実現は早くても40年後となる。要は環境対策も含め万全を期すためには、今から設計計画だけでも着手すべきである。 | 1 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 3 洪水調節 施設 | ダム関係 | 河川の氾濫を防ぐのにはどのレベルの整備水準が妥当なのか分からないが最悪ダム建設も必要だと思われる。 | 1 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 3 洪水調節 施設 | ダム関係 | 武庫川ダムについては、早く着工し、完成を以前より関心を持って見てきたが、この度、ダムが中止となり、残念でなりません。一日でも早く武庫川が安全な河川である、と宣言出来る様、切に願います。 | 1 | 同上 | 同上 | 同上 |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|-----------------|------|--|----|---|---|--|
| 3 洪水調節 施設 | ダム関係 | 早急にすべきことは、ダムの早期建設である。 | 1 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 3 洪水調節 施設 | ダム関係 | ダムの新設が環境破壊と言われているが、氾濫被害で人・企業・文化などとの比重をどのように評価したのか。また、近年発生した水害地をつぶさに検証し、現地被害の状況と被害者の生の声と、その後の社会復帰への実情を調査し、そのうえで今回の整備計画（案）に取り組んだのか。要は絶対に堤防決壊や破堤を生じさせない武庫川づくりに万全を期し、100万人の住む武庫川下流域都市をより豊かで安全な街の構築を願う。 | 1 | 〔既に盛り込み済みです〕 今回の河川整備計画（案）では、右記の通り、下流部築堤区間の安全性向上を重視し、早期かつ着実に整備効果が発揮できる対策を選定しました。なお、新規ダムについては、さらなる治水安全度向上のため、継続検討することとしています。 | ・本文 P3 5行目～7行 目 ・本文 P3 8行目～20行 目 ・本文 P4 1行目～11行 目 | ・新規ダム建設については、環境保全に配慮したとしてもなお、ダム選択への社会的な合意形成に、それぞれ多大な時間を要する。また、完成するまでに十数年と時間を要し、その間は整備効果を発揮できない課題もある。 ウ 喫緊の課題に対応でき、早期かつ着実に整備効果が発揮できる対策の選定 仁川合流点より下流の武庫川下流部は、堤防により洪水氾濫を防ぐ築堤区間となっており、仁川合流点より上流の掘込区間と違い、ひとたび堤防が決壊すると、甚大な被害が想定される。また、堤防の決壊には至らなかったが、昭和62年より進めてきた河川改修事業の目標流量2,600m ³ /sを超える規模の洪水2,900m ³ /sが平成16年に発生していることを踏まえると、築堤区間における流下能力の低い区間の安全性向上は、喫緊の課題となっている。このため、喫緊の課題に対応でき、早期かつ着実に整備効果が発揮できる対策として、河床掘削や堤防強化、既設青野ダムの洪水調節容量の拡大、武庫川上流浄化センター内の用地を活用した遊水地の整備や、学校・公園・ため池等に雨水を一時的に貯留する流域対策を選定した。これらの対策を全て実施することにより、武庫川下流部の築堤区間において、戦後最大洪水である昭和36年6月27日洪水と同規模の洪水の流量を安全に流下させることができる。 |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|-----------------|------|---|----|--|------------------------|---|
| | | | | | | 2 洪水調節施設の継続検討 本計画では、千叡ダムの治水活用や武庫川峡谷での新規ダム建設以外の、早期実現可能な対策で戦後最大洪水に対応することを整備目標に、河床掘削や堤防強化等に取り組むこととした。しかしながら、近年、地球温暖化に伴う気候変化等に起因する集中豪雨が多発している中、平成21年8月には、千種川水系の佐用川で、過去に経験したことのない大きな洪水が発生した。このような現実を踏まえると、多くの人口・資産を抱える武庫川では、基本方針の目標達成に向けて、さらなる洪水に対する安全度の向上が必要である。したがって、千叡ダムの治水活用や武庫川峡谷での新規ダム建設等について、その必要性・実現可能性の検討を継続し、具体的な方向性が定まった場合には、計画上の取り扱いについて検討する。 |
| 3 洪水調節 施設 | ダム関係 | もし「ダム」に頼らざるを得ないという局面を想定に入れているのであれば、最悪の選択肢が想定されていることを、戒めを含めて明記して欲しい。 | 1 | [既に盛り込み済みです] 千叡ダムの治水活用や新規ダム建設については、右記の通り、計画上の取り扱いについて検討する旨、記載しています。 | ・本文 P4 1行目～11行 目 | 2 洪水調節施設の継続検討 本計画では、千叡ダムの治水活用や武庫川峡谷での新規ダム建設以外の、早期実現可能な対策で戦後最大洪水に対応することを整備目標に、河床掘削や堤防強化等に取り組むこととした。しかしながら、近年、地球温暖化に伴う気候変化等に起因する集中豪雨が多発している中、平成21年8月には、千種川水系の佐用川で、過去に経験したことのない大きな洪水が発生した。このような現実を踏まえると、多くの人口・資産を抱える武庫川では、基本方針の目標達成に向けて、さらなる洪水に対する安全度の向上が必要である。したがって、千叡ダムの治水活用や武庫川峡谷での新規ダム建設等について、その必要性・実現可能性の検討を継続し、具体的な方向性が定まった場合には、計画上の取り扱いについて検討する。 |
| 3 洪水調節 施設 | ダム関係 | 再びダムありきの河川整備に戻らないよう、河道対策、流域対策、減災対策を具体化し、実行性のあるものとするよう要望する。 | 1 | [今後の参考とさせていただきます] 今回、河川整備計画(案)に位置づけた河川対策、流域対策、減災対策等を整備計画期間(20年間)で実現できるよう努めます。 | — | — |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|-----------------|------|---|----|---|-----------------------------------|--|
| 3 洪水調節 施設 | ダム関係 | 「この計画では新規ダムを造らないが検討する。」という文が入っていることに驚いた。流域委員会が設置されたのは新規ダムを造らないためのはずなのにおかしい。 | 1 | 〔その他〕 平成12年9月、兵庫県では合意形成の新たな取り組みを行うとともに、総合的な治水対策について検討を進め、ゼロベースから武庫川水系の河川整備基本方針・河川整備計画を策定するにあたり、学識経験者や地域住民の意見を聴くため、「武庫川流域委員会」を設置しています。 | - | - |
| 3 洪水調節 施設 | ダム関係 | ダム建設に反対されている方々は、武庫川水系に生息している生物や自然環境を守ることの重要性を言っているが人の命とどちらが大切かわかっていないように思われる。直接被害に会う可能性の高い住民の意見をもっと尊重すべきである。今回の整備計画の策定に参加した方々のうち何人の方が水害の危険にある地域に居住されているのか知りたい気持ちでいっぱいである。 | 1 | 〔その他〕 以下のとおり、住民の意見を幅広く反映する取り組みを行った上で、今回の河川整備計画（案）を作成しました。 ①河川整備基本方針の段階から武庫川流域委員会の意見を聴取したこと ②武庫川流域委員会の委員の内、10名を公募委員としたこと ③リバーミーティング、住民説明会開催を踏まえて河川整備基本方針、河川整備計画（案）を作成したこと こうした取り組みを踏まえ、右記のとおり、今回の河川整備計画（案）では、下流部築堤区間における流下能力の低い区間の安全度向上を重視して、早期かつ着実に整備効果が発揮できる対策を選定しており、多大な時間を要する千疋ダムの治水活用や新規ダムの建設は検討を継続し、具体的な方向性が定まった場合には計画上の取り扱いについて検討することとしています。 | ・本文 P3 8行目～18行目 P4 5行目～12行目 | ウ 喫緊の課題に対応でき、早期かつ着実に整備効果が発揮できる対策の選定 仁川合流点より下流の武庫川下流部は、堤防により洪水氾濫を防ぐ築堤区間となっており、仁川合流点より上流の掘込区間と違い、ひとたび堤防が決壊すると、甚大な被害が想定される。また、堤防の決壊には至らなかったが、昭和62年より進めてきた河川改修事業の目標流量2,600m ³ /sを超える規模の洪水2,900m ³ /sが平成16年に発生していることを踏まえると、築堤区間における流下能力の低い区間の安全性向上は、喫緊の課題となっている。 このため、喫緊の課題に対応でき、早期かつ着実に整備効果が発揮できる対策として、河床掘削や堤防強化、既設青野ダムの洪水調節容量の拡大、武庫川上流浄化センター内の用地を活用した遊水地の整備や、学校・公園・ため池等に雨水を一時的に貯留する流域対策を選定した。 しかしながら、近年、地球温暖化に伴う気候変化等に起因する集中豪雨が多発している中、平成21年8月には、千種川水系の佐用川で、過去に経験したことのない大きな洪水が発生した。このような現実を踏まえると、多くの人口・資産を抱える武庫川では、基本方針の目標達成に向けて、さらなる洪水に対する安全度の向上が必要である。 したがって、千疋ダムの治水活用や武庫川峡谷での新規ダム建設等について、その必要性・実現可能性の検討を継続し、具体的な方向性が定まった場合には、計画上の取り扱いについて検討する。 |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|-----------------|------|---|----|---|---|--|
| 3 洪水調節 施設 | ダム以外 | ダムに頼らない総合治水を実行してほしい。遊水地等。 | 1 | 〔既に盛り込み済みです〕 河川整備計画（案）では、早期かつ着実に整備効果が発揮できる対策として、右記のとおり、遊水地の整備も含めた「河川対策」、「流域対策」に「減災対策」を加えた総合的な治水対策を進めます。 今後、整備計画期間の20年間でこれらの対策を着実に進め、早期に完成を図りたいと考えています。 | ・本文 P3 15行目～18行目 21行目～23行目 27行目～28行目 | ・喫緊の課題に対応でき、早期かつ着実に整備効果が発揮できる対策として、河床掘削や堤防強化、既設青野ダムの洪水調節容量の拡大、武庫川上流浄化センター内の用地を活用した遊水地の整備や、学校・公園・ため池等に雨水を一時的に貯留する流域対策を選定した。 エ 計画期間 河川整備計画の一般的な計画対象期間は20～30年であるが、早期に整備効果を得るため、最短の20年に設定する。 ・計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力を超える洪水の発生に備え、河川対策や流域対策に加えて減災対策を実施し、洪水被害の軽減を図る。 |
| 3 洪水調節 施設 | ダム以外 | 「洪水調節施設」という表現があちこちに散りばめられているが、「調節施設」の中身は何か。もし「ダム」以外にあるのならば、例示してほしい。 | 1 | 〔その他〕 洪水調節施設は、青野ダムなど「既設利水施設の治水活用」、及び、新規ダム、遊水地など「新規洪水調節施設の建設」を指します。 河川整備計画（案）で選択している洪水調節施設は、右記のとおり、遊水地の整備と青野ダムの活用です。 これ以外にも河川整備計画（案）には位置づけていませんが、継続検討とした「千苺ダムの治水活用」や「武庫川溪谷での新規ダム建設」も洪水調節施設です。 | ・本文 P55 1行目～2行目 P3 1行目～3行目 | (2) 洪水調節施設の整備 遊水地の整備と青野ダムの活用により、甲武橋基準点において280m ³ /sの洪水調節を行う。 イ 千苺ダムの治水活用や新規ダム建設の課題 千苺ダムの治水活用や新規ダムの建設は、基本方針における洪水調節施設の分担量である910m ³ /sの確保に向けた選択肢のひとつである |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|-----------|---------------|--|----|--|--|---|
| 4 流域対策 | 学校・公園 | わからない点や要望がある。下記に列挙するので今後の計画策定時に明らかにしてほしい。 学校、公園での雨水貯留施設の現状を県として具体的に把握しているのか。 | 1 | 〔既に盛り込み済みです〕 雨水貯留施設の標準的な基準を定める「流域貯留施設等技術指針（案）」等の文献を参考にすると共に、大阪府の寝屋川流域での高校や小学校での雨水貯留施設の事例を現地で確認した上で、県、市の関係機関で協議し、河川整備計画案では、右記のとおり記載しています。 | ・本文 P21 19行目～22行目 ・本文 P59 6行目～7行目 | イ 学校・公園での雨水貯留の取り組み 三田市の平谷川流域の学校・公園には雨水貯留施設が整備されている。流域外では、西宮市においても、市南部地域の流出抑制対策として、学校や公園での貯留施設の整備に取り組んでいる。 ・県は、流域市と連携、協力し流域内の学校、公園、ため池を利用した貯留施設等により、甲武橋基準点において30m ³ /sの流出抑制を図る。 |
| 4 流域対策 | 学校・公園 水田貯留 | 河床掘削、堤防の強化、学校・公園等に一時的に貯留する事も必要である。 | 1 | 〔既に盛り込み済みです〕 河川整備計画（案）では、右記のとおり河床掘削や堤防強化などの河川対策、学校・公園・ため池等に雨水を一時的に貯留する流域対策を選定しています。 | ・本文 P3 16行目～18行目 | ・河床掘削や堤防強化、既設青野ダムの洪水調節容量の拡大、武庫川上流浄化センター内の用地を活用した遊水地の整備や、学校・公園・ため池等に雨水を一時的に貯留する流域対策を選定した。 |
| 4 流域対策 | 学校・公園 水田貯留 | 学校の校庭などを雨水の貯水や思い切って田や畑の浸水補償も必要である。 | 1 | 〔今後の参考とさせていただきます〕 田や畑の浸水に対する補償については、今後の参考とさせていただきます。 なお、水田貯留については、右記のとおり、稲刈前や中干しの時期に貯留できず、年間を通しての流出抑制効果が見込めないため、付加的な流出抑制効果を期待するものです。 現在、流域内にモデル地区を設定し、堰板構造の検討など水田貯留の実現可能性を検討しているところです。参考資料である武庫川流域総合治水推進計画（仮称）【県案】にも、水田貯留の検討について、下記のとおり記載しています。 （推進計画 P7） 集落毎に水田貯留について説明や農業被害に対する対応などについての意見交換等を踏まえ、課題解決に向けた新たな取組等の検討を行い、理解と協力を得たうえで水田貯留に取り組んでいく。 | ・本文 P59 10行目 ・本文 P59 16行目～21行目 | ・付加的な流出抑制効果が期待できる様々な流出抑制対策を推進する。 ・人工林の間伐などの森林整備、水田の保全やモデル事業で実現可能性を検討している貯留機能の活用、公共施設での貯留・浸透施設の設置、各戸への雨水貯留タンクの設置、道路側溝の浸透化など流出抑制対策の取り組みは、関係機関と連携しつつ、継続して促進するよう努める。 |
| 4 流域対策 | 防災調整池 | 流域対策として 開発に伴う防災調整池の問題について、武庫川本流に流れ込む百軒滝川より流れ込んでいる神戸市北区道場町生野高原住宅の雨水対策について、都市計画法以前に開発されたという現在放置され、その開発に伴う防災調整池が現在満水して機能を果たしておらず、またその下流域も武庫川本流までの河川改修工事も未整備で大雨の時の洪水調節機能が無く、土砂流出の危険があるにもかかわらず、未整備で放置されている事は問題である。早急に現在の法律・条例に基づき地域住民の安全安心の為に調整池やら河川整備の検討を進め、工事をすべき。 | 1 | 〔その他〕 ご指摘の「生野高原住宅の開発に伴う防災調整池」とされる施設は、開発に伴って設置された防災調整池ではありません。生野高原住宅へ供給する水道水源確保のために開発業者が設置した貯水池と聞いています。 また、貯水池を経て武庫川本流に流れ込む百軒滝川とされる川は、県が管理する二級河川ではありません。 ご意見の内容については、地元の神戸市に伝えます。 | - | - |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|-----------|------|--|----|---|---|---|
| 4 流域対策 | 森林 | 流量が急増するのは山林の荒廃と山地の急激な宅地開発によると思う。もっとも山林の整備（自然林に近い状態）と開発防止に努める必要がある。 | 1 | 〔既に盛り込み済みです〕 河川整備計画（案）においても、右記のとおり、付加的な流出抑制効果が期待できる人工林の間伐などの森林整備を、関係機関と連携しつつ、継続して促進に努めることとしています。 | ・本文 P59 16行目～21 行目 | ・人工林の間伐などの森林整備、水田の保全やモデル事業で実現可能性を検討している貯留機能の活用、公共施設での貯留・浸透施設の設置、各戸への雨水貯留タンクの設置、道路側溝の浸透化など流出抑制対策の取り組みは、関係機関と連携しつつ、継続して促進するよう努める。 |
| 4 流域対策 | 森林 | 森林保全について、市民参画による森や林の維持活動を促す為に、財産権に踏込んだ議論は可能か。入会権のようなものを、現代史の感覚で、より柔軟な共有財産権まで広めて市民に参画の余地を与えてほしいと思う。今、海外資本が水源或いは林産資源となる森を買いあさる、という流れが出ていることを聞く。国家全体としての財産権認識が変わるのを待つ、というのではなく、特区的な発想・進め方は持てないか。残念ながら腹案は持たないが、可能性を求めて検討する勉強会を組織できないか。 | 1 | 〔対応困難〕 県内では、森林ボランティア団体や企業等が参画して森林の整備・保全活動が進められていますが、活動の開始にあたり、活動者と森林所有者との間で、森林の使用貸借契約のほか、一部では賃貸借契約、売買契約が結ばれています。 ご意見にある個人が所有する森林を共有の財産権として設定することなど、個人の財産権に踏み込むことは、現在の制度では困難と考えられます。 | — | — |
| 4 流域対策 | 水田貯留 | 水田貯留についての記述があるが、私も農業をしている関係から作物への影響が大きく協力が得られるか問題があると思う。 | 1 | 〔今後の参考とさせていただきます〕 水田貯留については、右記のとおり、稲刈前や中干しの時期に貯留できず、年間を通しての流出抑制効果が見込めないため、付加的な流出抑制効果を期待するものです。 現在、流域内にモデル地区を設定し、堰板構造の検討など水田貯留の実現可能性を検討しているところであり、ご指摘の課題についても新たに設立する武庫川流域総合治水推進協議会（仮称）において、検討していきたいと考えています。 なお、参考資料である武庫川流域総合治水推進計画（仮称）【県案】にも、水田貯留の検討について、下記のとおり記載しています。 （推進計画P7） 集落毎に水田貯留について説明や農業被害に対する対応などについての意見交換等を踏まえ、課題解決に向けた新たな取組等の検討を行い、理解と協力を得たうえで水田貯留に取り組んでいく。 | ・本文 P59 10行目 ・本文 P59 16行目～21 行目 | ・付加的な流出抑制効果が期待できる様々な流出抑制対策を推進する。 ・人工林の間伐などの森林整備、水田の保全やモデル事業で実現可能性を検討している貯留機能の活用、公共施設での貯留・浸透施設の設置、各戸への雨水貯留タンクの設置、道路側溝の浸透化など流出抑制対策の取り組みは、関係機関と連携しつつ、継続して促進するよう努める。 |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|-----------|--------------|--|----|--|---|---|
| 4 流域対策 | 水田貯留 | 私も農業をしておる経験から水田貯留は愚の骨頂で有ると思う。何故なら夕立、大雨の時は水が貯まって土堤が崩れない様に田畑の堰を切って回るからです。 | 1 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 4 流域対策 | その他の 雨水貯留 | <p>各家に500リットルほどの雨水貯蓄タンクを設け、またマンションや学校などの地下に、あるいは校庭の下に貯水タンクを設け、トイレなどの水に使用するなどしながら貯水することで、相当量の治水効果が得られます。これに助成を出してはどうか？</p> <p>マンション等の規模によっては5000リットルから1万リットルぐらいの貯水も可能ではないか？</p> <p>各家庭で、家系的にも水道代が浮くし（トイレ等のみには使えないけれども）、助成が出るとなったら誰でも導入するのではないか？</p> <p>山への植樹も必要だが、流域から流れこむ雨水の影響を排除できれば、またその雨水の有効利用が出来れば流量調整は容易だと思う。</p> <p>ご検討願う。</p> | 1 | 〔既に盛り込み済みです〕 各戸貯留等の流出抑制対策の取り組みは、右記のとおり、県、市連携して進めます。 | <p>・本文 P23 5行目～8行目</p> <p>・本文 P59 18行目～21行目</p> | <p>オ その他の雨水貯留・浸透の取り組み</p> <p>宝塚市では、各家庭での雨水貯留タンクの設置に助成する制度を設けて雨水の流出抑制効果の向上と雨水の有効利用を促進している。三田市においても、下水道整備により不要となった浄化槽を雨水貯留タンクに活用する取り組みに補助制度を設けている。</p> <p>尼崎市では、浸透適地マップを作成して道路側溝の浸透化等に取り組んでいる。</p> <p>・公共施設での貯留・浸透施設の設置、各戸への雨水貯留タンクの設置、道路側溝の浸透化など流出抑制対策の取り組みは、関係機関と連携しつつ、継続して促進するよう努める。</p> |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|-----------|--------|--|----|--|----------------------|---|
| 5 減災対策 | 減災対策全般 | 住民が減災に協力する例を教えてください。上流・中流・下流地域でも違うし、統一した協力の仕方もあると思う。 | 1 | <p>〔その他〕</p> <p>河川整備計画（案）では、右記のとおり減災対策を推進することとしています。</p> <p>これらの取り組みの推進により、住民が減災対策に自主的かつ主体的に取り組まれることを目指しています。具体的には、参考資料である武庫川流域総合治水推進計画（仮称）【県案】に下記のとおり記載しており、住民の取り組みを県、市が支援していきます。</p> <p>尼崎市、西宮市では、住民主体で手作りハザードマップを作成するなど、住民の自主的な取り組みが行われている地区があります。</p> <p>（推進計画 P9）</p> <p>県及び市は、ハザードマップなどを活用しながら、我がまちを歩く体験型講座を開催するなど、住民が水害リスクを知る機会を数多く提供するよう努める。</p> <p>県及び市は、行政、住民、NPO等様々な主体の防災の担い手を育成するため、防災研修を実施する。住民が災害時にとるべき行動を身につけ、かつ、平常時から災害に備えることができるよう、ひょうご防災リーダー講座、ひょうご防災カレッジ等の研修や防災に関する出前講座を実施し、人材の育成に努める。</p> <p>（推進計画 P11）</p> <p>・市は、作成したハザードマップ等を活用し、水害発生時に災害時要援護者が円滑に避難できるよう、地区内で住民同士が助け合う取組の促進に努める。</p> | ・本文 P60 12行目～14行目 | ・流域市と協力し住民に直接的に働きかけて、水害リスクに対する認識の向上や避難方法の周知啓発、洪水時の避難に必要な河川情報の提供など、水害時の被害を小さくする減災対策を次の4項目を柱として推進する。 |
| 5 減災対策 | 減災対策全般 | 当鳴尾地域の特性を理解し、洪水、堤防決壊等に対する十全なる防止対策をしていただきたい。 | 1 | <p>〔既に盛り込み済みです〕</p> <p>下流部築堤区間は、ひとたび堤防が決壊すると甚大な被害が生じることから、洪水に対する安全度の早期向上を図る必要があります。</p> <p>河川整備計画（案）では、右記のとおり、早期かつ着実に整備効果が発揮できる対策として河床掘削や堤防強化等の河川対策を進めます。また、超過洪水が発生した場合でも、人的被害の回避・軽減及び県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避を目指し洪水被害を軽減させる減災対策を進めます。</p> | ・本文 P44 9行目～15行目 | ・堤防の決壊には至らなかったが、昭和62年より進めてきた河川改修事業の目標流量2,600m ³ /sを超える規模の洪水2,900m ³ /sが平成16年に発生していることを踏まえると、築堤区間における流下能力の低い区間の安全性向上は、喫緊の課題となっている。 <p>武庫川下流部の築堤区間の安全性の向上を重視して、喫緊の課題に対応でき、早期かつ着実に整備効果が発揮できる、河床掘削や堤防強化、既設青野ダムの洪水調節容量の拡大、武庫川上流浄化センター内の用地を活用した遊水地の整備や、学校・公園・ため池等に雨水を一時的に貯留する流域対策を選定した。</p> |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|-----------|--------|---|----|--|-----------------------------|--|
| 5 減災対策 | 減災対策全般 | <p>上流域での減災対策の徹底（特に危機管理の点から） 人口・資産の多い下流域での減災対策に力を入れることは重要だが、近年の集中豪雨を考えると、特に上流域の狭い範囲での集中豪雨に対する危機管理の充実が必要と思われる。本計画（案）（及び、推進計画（案））では、下流部築堤区間の減災対策はそれなりに記載されているが、上流域での減災対策特に危機管理は必ずしも十分とは言えない。よって次の点を計画に追記し(p60)、今後実施して頂きたいと思う。</p> <p>（1）上流域において特に危機管理の点からの減災対策を充実していくことを追記 危機管理の具体例：災害発生時の避難方法（手段とルート）・避難場所の点検、災害発生時の通信手段の確保の点検、災害発生時の代替交通網の点検、地域防災計画の各自治体での点検など。上流域が下流域と異なる点として、①地域コミュニティは都市部より比較的つながりがあるものの隣家や集落が離れている、②住民の高齢化で独力避難が容易ではない、③災害発生時に救援行動できる人が少なく高齢化、④交通網が道路のみでしかも代替ルートがない場合が多い、⑤主な道路が川沿いに存在する（増水時、溢水時には通行不能が極めて危険）、⑥平屋の家屋が多い（浸水時に上層階へ避難することが不可能）、⑦避難場所が遠方の場合が多い（結果的に車での移動を伴いリスクが増加）、⑧整備された農業用水路が集落や避難移動ルート上に多数存在する（結果的に流速の早い流れ、溢水箇所、危険箇所が想定外に多数出現する）。これら下流域とは異なる特性を踏まえた減災対策の充実が不可欠だ。佐用川での災害からの教訓を生かして欲しい。</p> <p>（2）（1）の内容充実のために総合治水推進協議会（仮称）における協議・検討の推進の実施</p> | 1 | <p>〔今後の参考とさせていただきます〕 河川整備計画(案)では、右記の基本認識で減災対策を推進します。 平成21年台風第9号災害の佐用川等の教訓も踏まえ、上流域での減災対策も必要と認識しています。ご指摘いただいた点については、県、市で構成する総合治水推進協議会（仮称）の中で検討の参考とさせていただきます。</p> | <p>・本文 P60 9行目～14行目</p> | <p>・「武庫川流域における総合的な治水対策の推進に関する要綱(仮称)」に基づき、県及び流域市で構成する「武庫川流域総合治水推進協議会(仮称)」を設置して、「武庫川流域総合治水推進計画(仮称)」を策定し、県と流域市が協力して進める。 具体的には、流域市と協力し住民に直接的に働きかけて、水害リスクに対する認識の向上や避難方法の周知啓発、洪水時の避難に必要な河川情報の提供など、水害時の被害を小さくする減災対策を次の4項目を柱として推進する。</p> |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|-----------|--------|--|----|--|---|---|
| | 超過洪水対策 | <p>わからない点や要望がある。下記に列挙するので今後の計画策定時に明らかにしてほしい。 ・・・・・・・・</p> <p>計画規模を上回る昨今のゲリラ豪雨に対して具体的な防備策はあるのか。 ・・・・・・・・</p> | 1 | <p>〔既に盛り込み済みです〕 洪水に対する安全度の早期向上を図るため、右記のとおり、早期かつ着実に整備効果が発揮できる対策として河床掘削や堤防強化等の河川対策を進めます。 また、超過洪水が発生した場合でも、人的被害の回避・軽減及び県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避を旨し洪水被害を軽減させる減災対策を進めます。 なお、都市部においては、局地的な豪雨の増加により、浸水被害が多発している背景から、内水対策と連携した対応が必要であり、市下水道部局等の関係機関とともに、貯留・浸透機能等を活用した流域対策やハザードマップ等のソフト対策を組み合わせた浸水対策を推進しています。</p> | <p>・本文 P3 15行目～18行目</p> <p>・本文 P3 27行目～28行目</p> | <p>・喫緊の課題に対応でき、早期かつ着実に整備効果が発揮できる対策として、河床掘削や堤防強化、既設青野ダムの洪水調節容量の拡大、武庫川上流浄化センター内の用地を活用した遊水地の整備や、学校・公園・ため池等に雨水を一時的に貯留する流域対策を選定した。</p> <p>・計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力を超える洪水の発生に備え、河川対策や流域対策に加えて減災対策を実施し、洪水被害の軽減を図る。</p> |
| 5 減災対策 | 情報提供 | <p>情報伝達システムの適切な作動により、住民への的確なかつ敏速な情報が提供されるよう具体的に配慮いただきたい。水位情報はパソコンまたは携帯電話からインターネットを通じて入手できることであるが、機器操作苦手の高齢者向けの伝達方法（メディア、ラジオ等）に格別のご配慮をいただきたい。 また、「河川監視カメラ画像配信」の受信がどのような方法で可能かも教示いただきたい。</p> | 1 | <p>〔既に盛り込み済みです〕 右記のとおり、今年9月に武庫川下流部を洪水予報河川に指定し、気象台と共同で洪水予報を開始しました。これにより、洪水時の雨量や水位の情報が気象台から発表され、メディアを通して広く住民に情報が発信されます。 ご指摘にもあるメディア等の活用については、参考資料である武庫川流域総合治水推進計画（仮称）【県案】に下記のとおり記載しています。 また、「河川監視カメラ画像配信」は、以下の「兵庫県河川情報システム」のホームページから閲覧できます。 http://kasen.civil.pref.hyogo.lg.jp/index.html （推進計画 P10） 地上デジタル放送等を利用した水位情報等の配信の検討を進める。</p> | <p>・本文 P60 20行目～23行目</p> | <p>(2) 情報提供体制の充実と水防体制の強化（守る） 武庫川下流部における洪水予報や河川監視カメラ画像の継続配信など、住民の避難判断等に必要な情報を迅速に提供する。また、大規模洪水を想定した実践的な演習の実施など水防体制の強化を図る。</p> |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|-----------|------|---|----|---|---------------------------------------|---|
| 5 減災対策 | 情報提供 | わからない点や要望がある。下記に列挙するので今後の計画策定時に明らかにしてほしい。 ・・・・・・・・ 水防活動や避難勧告等住民への情報提供について流域市に任せるだけでなく県も具体的に積極的に対応すべきである。 ・・・・・・・・ | 1 | 〔既に盛り込み済みです〕 水防活動や避難勧告等の住民への情報提供については、水防法、災害対策基本法に基づき、市がその責務を負います。 県も、住民の自主的な避難を支援するべく、右記のとおり情報提供に努めています。 | ・本文 P27 1行目～3行目 表2.2.3 より抜粋 | イ 住民の自主的な避難の支援 的確に避難等の判断ができるよう、防災に関する情報を住民にわかりやすく提供できるよう努めている。 表2.2.3 県から住民へ直接提供している防災情報等 ・兵庫県CGハザードマップ ・洪水危険情報通報システム（サイレン・回転灯） ・わかりやすい河川水位標 ・河川監視画像 ・洪水予報 ・土砂災害警戒情報 ・兵庫県防災気象情報 ・ひょうご防災ネット（携帯電話） ・兵庫県防災ハンドブック ・増水警報システム |
| 5 減災対策 | 避難対策 | 集中豪雨で川があふれることも想定し、床下浸水程度なら許容し、最悪時、家が壊れても人命が助かればよいという考え方が必要です。 | 1 | 〔既に盛り込み済みです〕 減災対策は、右記のとおり目標を設定し、計画規模を上回るなど、いわゆる超過洪水が発生した場合でも、人的被害の回避・軽減及び県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避を目指し洪水被害を軽減させる考えのもとと推進します。 | ・本文 P38 16行目～19行目 P46 11行目～15行目 | (2) 河川から洪水があふれる可能性に対する備え 河川整備を実施したとしても、計画規模を上回るいわゆる超過洪水等が発生した場合には、河川から洪水があふれ出る可能性がある。集中豪雨が多発する傾向にあることを踏まえると、このような想定を超える事態にも備えておく必要がある。 4 減災対策 近年、地球温暖化に伴う気候変化等に起因する集中豪雨の多発傾向などを踏まえ、計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水、いわゆる超過洪水が発生した場合でも、人的被害の回避・軽減及び県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避を目指し洪水被害を軽減させる。 |
| 5 減災対策 | 避難対策 | 指定避難場所までの徒歩距離を考えると、当地域の高齢者が避難するのは非常に難しい行為です。特に当地域は高齢者が多く、避難場所について、近くにあれば良いのにと、最大の問題になっています。 いざという時の災害時に当地域の高齢者、弱者、幼児等の避難する施設はどこにあるのか？高齢者の悩み、問題点は解決できるのか？ | 1 | 〔既に盛り込み済みです〕 右記のとおり、地区内で住民同士が助け合うこと（共助）により地域の防災力向上を図ることが重要です。このことは、参考資料である武庫川流域総合治水推進計画（仮称）【県案】に下記のとおり記載し共助の取り組みを進めます。 尼崎市、西宮市では、住民主体で手作りハザードマップを作成するなど、住民の自主的な取り組みが行われている地区があります。このような先進事例を参考に武庫川流域でも地元市と十分連携しながら取り組んでいきたいと考えています。 (推進計画 P11) (2) 共助の取組の推進 市は、作成したハザードマップ等を活用し、水害発生時に災害時要援護者が円滑に避難できるよう、地区内で住民同士が助け合う取組の促進に努める。 | ・本文 P25 1行目～3行目 | ・超高齢社会の到来による災害時要援護者の増加などにより、地域コミュニティによる自助・共助といった地域の防災力について課題が生じている。これら近年の社会的状況の変化を踏まえ、地域の防災力の強化を図る必要がある。 |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|-----------|------|---|----|---|-------------------------|--|
| 5 減災対策 | 避難対策 | 高齢化社会における現在の避難対策 確かに治水事業と避難対策は、直接関係無いと 考えられる。しかしながら治水対策も場合によっ ては不測の事態も起こり得る。現在小松地区で は、緊急避難施設は、公共施設に限られている。 歩行困難な一人暮らしの老人が緊急に施設に避難 するのは不可能に近い。第一次避難所として近く の私立学校や高層マンション等指定してほしい。 (事態が治まれば次に公共施設に移動可能) (望 む法律改正) | 1 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 5 減災対策 | 避難対策 | 武庫川下流域住民として、武庫川雨量増水時の 対応として避難すべきかどうかの判断を、どこで 判断され、その内容をどのようにして住民に伝え ようとしていたのか教えていただきたい。 住民は万が一の場合、避難を早く考えなければい けません。 | 1 | 〔その他〕 市では、県から提供される水位情報をもとに避 難情報の発令基準を設けており、洪水の危険性が 高まり避難が必要な場合は、市長の判断で住民に 対して避難情報を発令します。 下流域の例をとると、西宮市の地域防災計画で は、避難情報の伝達について、以下のとおり定め ています。 1 避難情報(準備情報・勧告・指示)の伝達事項 実施責任者(市長等)、避難事由(危険の情 報)、避難すべき対象区域、避難先(市長が必要 と認めるとき)、避難経路、避難時の服装、携行 品等、その他注意事項 2 伝達方法 ①テレビ、ラジオ放送等、②自主防災組織等、③ 車両(公用車、広報車、消防車等)、④戸別巡 回、⑤防災行政無線(同報系)、⑥インターネッ ト、⑦ヘリコプター、⑧船舶 | - | - |
| 5 減災対策 | 避難対策 | 計画では今後減災対策を県と市が協力して進め るとされている。しかし、どのような計画でも、 実際に避難を行う住民の実情に即したものでなけ れば有効に働かない。住民の防災組織は、鳴尾地 域では自治会を中心に組織されており、この点、 情報の周知や共有化の面での課題がまだまだ数多 くある。今後も、身近な行政機関である市と住民 が連携し、県にも積極的にサポートいただきたい と思う。 | 1 | 〔既に盛り込み済みです〕 河川整備計画(案)では、右記のとおり、減災対 策を県と流域市が協力して進めます。 | ・本文 P60 5行目～11 行目 | ・減災対策における県の役割は、水害リスクを含 む減災に関する情報を流域市に発信し共有するこ と、県・流域市相互の連携強化を図ること、流域 市が避難対策等の施策を実施するにあたり指導・ 技術的助言及びその他の援助を行うことなど、減 災対策を進めやすいような環境整備を一層推進す ることにある。 このため、「武庫川流域における総合的な治水 対策の推進に関する要綱(仮称)」に基づき、県及 び流域市で構成する「武庫川流域総合治水推進協 議会(仮称)」を設置して、「武庫川流域総合治水 推進計画(仮称)」を策定し、県と流域市が協力し て進める。 |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|-----------|------|--|----|--|---|--|
| 5 減災対策 | 避難対策 | 決壊の通報は迅速に且つ皆に出来るのか？付近の市にも理解を求めているか？ | 1 | <p>〔その他〕</p> <p>市では、県から提供される水位情報をもとに避難情報の発令基準を設けており、洪水の危険性が高まり避難が必要な場合は、市長の判断で住民に対して避難情報を発令します。</p> <p>下流部築堤区間が存在する西宮市を例にとると、西宮市の地域防災計画では、災害発生時の避難情報の伝達について、以下のとおり定めています。各種手段を併用し迅速に住民の皆様にお伝えします。</p> <p>1 避難情報（準備情報・勧告・指示）の伝達事項 実施責任者（市長等）、避難事由（危険の情報）、避難すべき対象区域、避難先（市長が必要と認めるとき）、避難経路、避難時の服装、携行品等、その他注意事項</p> <p>2 伝達方法 ①テレビ、ラジオ放送等、②自主防災組織等、③車両（公用車、広報車、消防車等）、④戸別巡回、⑤防災行政無線（同報系）、⑥インターネット、⑦ヘリコプター、⑧船舶</p> | — | — |
| 5 減災対策 | 避難対策 | 「武庫川整備計画案」の遂行期間において、施設能力以上の洪水が発生し、河川から洪水があふれ出て被害が発生した場合、その間はどうな一時的処置で安全を維持するのか不安である。 | 1 | <p>（今後の参考とさせていただきます）</p> <p>河川整備計画（案）では、早期かつ着実に整備効果が発揮できる対策として、右記のとおり、「河川対策」、「流域対策」に「減災対策」を加えた総合的な治水対策を進めます。</p> <p>今後、整備計画期間の20年間でこれらの対策を着実に進め、洪水に対する安全度の早期向上を図りたいと考えています。</p> <p>なお、整備計画期間内に災害が発生した場合には、災害復旧に努めることとなります。</p> | <p>・本文 P3 15行目～18行目</p> <p>・本文 P3 21行目～23行目</p> <p>・本文 P3 27行目～28行目</p> | <p>・喫緊の課題に対応でき、早期かつ着実に整備効果が発揮できる対策として、河床掘削や堤防強化、既設青野ダムの洪水調節容量の拡大、武庫川上流浄化センター内の用地を活用した遊水地の整備や、学校・公園・ため池等に雨水を一時的に貯留する流域対策を選定した。</p> <p>エ 計画期間 河川整備計画の一般的な計画対象期間は20～30年であるが、早期に整備効果を得るため、最短の20年に設定する。</p> <p>・計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力を超える洪水の発生に備え、河川対策や流域対策に加えて減災対策を実施し、洪水被害の軽減を図る。</p> |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|-----------|-------|--|----|--|----------------------|---|
| 5 減災対策 | まちづくり | 下流部の両側に住宅密集地が多くある。現在、建物がないところは、建設しないように規制してほしい。特に国道2号線より南側、昔武庫川線で3本レーンがあった土地に今、堤防際に住宅が密集して販売されている。まだある空地には、西宮市が県の条例で堤防際への構造物設置を禁止したらいかがか？尼崎市側も同じ。将来、堤防際は遊水地や道路・広場にして地震などの避難場所にしたらいかがか？堤防が強化され破堤の危険がなくなりますが、越流を覚悟しなければならない。そこに住宅があれば、減災にはならないし、堤防補強工事にも支障がでる。 | 1 | 〔今後の参考とさせていただきます〕 河川整備計画（案）では、右記のとおり、水害に備えたまちづくりの実現に向け検討することとしています。 下流部の沿川は、都市計画法に基づく市街化区域に設定されているうえ、土地の所有者には財産権があるため、建築を規制することは関係者の理解が得にくく容易ではありません。しかし、減災のための土地利用については、右記のとおり検討は必要であると考えており、今後の参考とさせていただきます。 また、参考資料である武庫川流域総合治水推進計画（仮称）【県案】においても、水害に備えるまちづくりの誘導に向けて、下記のとおり検討することを記載しています。 （推進計画 P12） 県及び市は、まちづくりとの連携に不可欠な水害リスクに対する認識を高めると共に、水害時に深い浸水深となるなど水害リスクの高い地域において、減災のための土地利用や上層階避難が可能な建物への誘導を図るなど、水害に備えたまちづくりの実現に向け県・市の関係部局で検討する。 | ・本文 P60 27行目～30行目 | （4）水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え（備える） 水害時に深い浸水深となるなど水害リスクの高い地域において、減災のための土地利用や上層階避難が可能な建物への誘導を図るなど、水害に備えたまちづくりの実現に向け検討する。また、保険制度への加入促進を図るなど、水害への備えに万全を期すよう努める。 |
| 5 減災対策 | まちづくり | 減災対策と耐水まちづくりをしてほしい。避難時「ヨコに逃げるのではなく、タテに逃げる」発想が大切。 | 1 | 〔既に盛り込み済みです〕 河川整備計画（案）では、総合的な治水対策の柱の1つとして減災対策を推進することとしています。減災対策は、県及び流域市で構成する「武庫川流域総合治水推進協議会（仮称）」を設置し、県と流域市が協力して進めます。その中で、右記のとおり、ご意見にある重要施設等の浸水対策、上層階への避難など検討していきたいと考えています。 参考資料である武庫川流域総合治水推進計画（仮称）【県案】においても、水害に備えるまちづくりの誘導、重要施設の浸水対策について、下記のとおり検討することを記載しています。 | ・本文 P60 24行目～30行目 | （3）的確な避難のための啓発（逃げる） 住民主体のハザードマップづくりを支援するなど、洪水時に住民が的確に避難できるような体制整備を進める。 （4）水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え（備える） 水害時に深い浸水深となるなど水害リスクの高い地域において、減災のための土地利用や上層階避難が可能な建物への誘導を図るなど、水害に備えたまちづくりの実現に向け検討する。また、保険制度への加入促進を図るなど、水害への備えに万全を期すよう努める。 |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|-----------|-------|--|----|--|----------------------|--|
| | | | | <p>(推進計画 P12)</p> <p>(1) 水害に備えるまちづくりへの誘導 県及び市は、まちづくりとの連携に不可欠な水害リスクに対する認識を高めると共に、水害時に深い浸水深となるなど水害リスクの高い地域において、減災のための土地利用や上層階避難が可能な建物への誘導を図るなど、水害に備えたまちづくりの実現に向け県・市の関係部局で検討する。</p> <p>(2) 重要施設の浸水対策 県及び市は、浸水による建築物の被害を未然に防止し、水害に備えたまちづくりへの誘導を図るため、小学校、中学校など避難所や病院など公共施設等において、電気設備等を浸水想定水位より上に設置したり、地下室を浸水が生じない構造とするなど、重要施設の浸水対策について検討する。</p> | | |
| 5 減災対策 | まちづくり | 都市計画的な対応とのコラボレーションを積極的に行う。(土地利用、水害に強い都市づくり等) | 1 | <p>[既に盛り込み済みです] 河川整備計画(案)では、右記のとおり水害に備えるまちづくりについて検討していきたいと考えています。 参考資料である武庫川流域総合治水推進計画(仮称)【県案】においても、水害に備えるまちづくりの誘導に向けて、下記のとおり検討することを記載しています。</p> <p>(推進計画 P12) 県及び市は、まちづくりとの連携に不可欠な水害リスクに対する認識を高めると共に、水害時に深い浸水深となるなど水害リスクの高い地域において、減災のための土地利用や上層階避難が可能な建物への誘導を図るなど、水害に備えたまちづくりの実現に向け県・市の関係部局で検討する。</p> | ・本文 P60 27行目～30行目 | <p>(3) 的確な避難のための啓発(逃げる) 住民主体のハザードマップづくりを支援するなど、洪水時に住民が的確に避難できるような体制整備を進める。</p> <p>(4) 水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え(備える) 水害時に深い浸水深となるなど水害リスクの高い地域において、減災のための土地利用や上層階避難が可能な建物への誘導を図るなど、水害に備えたまちづくりの実現に向け検討する。また、保険制度への加入促進を図るなど、水害への備えに万全を期すよう努める。</p> |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|------------|------|---|----|--|--|--|
| 6 利水・環境 | 正常流量 | 正常流量設定にあたり、武庫川の流域全体の平均川幅が生瀬大橋地点としていること、これは武庫川が、三田盆地と下流部の間に武庫川溪谷を挟んだ地理、地質構造の特殊な河川であることを無視した画一手法に基づいたものである。仮に国土交通省の「正常流量検討の手引き」に基づいたものとしても、下流部がはじまる武庫川溪谷終地点から河口部までの平均川幅に基づいた基準地を設定すべきではないか。 | 1 | 〔その他〕 正常流量は、今回の河川整備計画（案）で設定したのではなく、武庫川水系河川整備基本方針で設定したものです。なお、正常流量は、以下の方法で算定していることから、武庫川の流域全体の平均川幅を生瀬大橋地点としているわけではありません。 河川形態や支川合流、自然社会環境、取水状況などを勘案し、区間分割を行った上で、この区間毎に、さらには期別毎に、必要な流量を算定している。 | — | — |
| 6 利水・環境 | 正常流量 | 「12年間概ね1.5m ³ /s満足している」と記載されていますが、年により、断流も生じています。現在の流況で正常流量が「概ね満足」としているところに問題がある。「概ね満足」の正常流量が水量不足であることが歴然としている。適正な正常流量の確保の上に、水生生物（シンボルフィッシュ-点）の生息のための最低必要流量-維持流量の確保に他県の実例も参考に真剣に取り組んでいただきたい。答申書の中に一部の委員と県との間に激論がたたかわされたとありますが、この激論から河川管理者が前向きな結論を導かれることを期待します。 | 1 | 〔既に盛り込み済みです〕 正常流量は、渇水時にも確保すべき最低限の流量として定めた低水管理上の目標値であり、平時において望ましい流量として設定しているわけではありません。生瀬大橋地点で過去12年間(H5～H16)の最小の渇水流量が1.43m ³ /sであったことから、(生瀬大橋地点1.5m ³ /s)を概ね満足する状況にはありますが、河川整備計画（案）では、正常流量を確保するだけでなく、より豊かな流量の確保に取り組むこととしています。 | ・本文 P65 2行目～5行目 | 1. 正常流量の確保 河川の流況については、生瀬大橋地点で過去12年間（平成5～16年）の最小の渇水流量が1.43m ³ /sであり、概ね正常流量（1.5m ³ /s）を満足しているが、より豊かな流量を確保するため、以下の取り組みによって合理的な水利用の促進に努める。 |
| 6 利水・環境 | 正常流量 | 武庫川の川づくりにふさわしい、アユの維持流量を考慮していただきたい。アユ再生の為、筑後川の例のように豊かなアユの維持流量を具体化してください。 | 1 | 〔既に盛り込み済みです〕 右記の通り、河川整備計画（案）に盛り込み済みです。なお、維持流量については、アユの遡上・降下も考慮して定めています。 | ・本文 P65 2行目～5行目 ・本文 P74 1行目～4行目 | 1. 正常流量の確保 河川の流況については、生瀬大橋地点で過去12年間（平成5～16年）の最小の渇水流量が1.43m ³ /sであり、概ね正常流量（1.5m ³ /s）を満足しているが、より豊かな流量を確保するため、以下の取り組みによって合理的な水利用の促進に努める。 (3) 天然アユが遡上する川づくり アユを武庫川のシンボル・フィッシュとして位置づけて、関係機関や地域住民の参画と協働のもと、河川整備や環境改善に取り組む。 |
| 6 利水・環境 | 正常流量 | わからない点や要望がある。下記に列挙するので今後の計画策定時に明らかにしてほしい。 慣行水利権については早急に見直すべきである。 | 1 | 〔既に盛り込み済みです〕 右記の通り、河川整備計画（案）に盛り込み済みです。 | ・本文 P63 6行目～9行目 | (1) 流水利用の適正化 農業用水の慣行水利権については、取水実態の把握に努めるとともに、取水施設の改築や治水事業の施行等の機会をとらえ、利水者の理解と協力を得て、許可水利権への切り替えを進めるなど、河川流水の適正な利用を図る。 |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|------------|-------------|---|----|--|---|--|
| 6 利水・環境 | 緊急時の水 利用 | わからない点や要望がある。下記に列挙するの で今後の計画策定時に明らかにしてほしい。 ・・・・・・・・ 緊急時の水利用で広域的水融通のネットワーク を水利権の問題もあるが早急に進めるべきであ る。 ・・・・・・・・ | 1 | 〔既に盛り込み済みです〕 広域的水融通の円滑化については、右記の通 り、整備計画(案)に盛り込み済みです。 | ・本文 P63 15行目～20 行目 | (1) 渇水調整および広域的水融通の円滑化 渇水時には、被害を最小限におさえるため、渇 水調整会議等を設置し、利水者に必要な情報提供 を行うとともに、取水制限等の調整を行い、利水 者間の相互調整が円滑に行われるよう努める。 また、水道施設の広域化により、水道水源や供 給量の安定性を高めるため、関係機関および利水 者と連携して、給水ネットワークの整備による広 域的な水融通の円滑化に取り組む。 |
| 6 利水・環境 | 環境 | ここ数年で地球環境が激変している。洪水対策 とともに地球環境保全に向けた対策も全力で取り 組んでもらいたい。 | 1 | 〔その他〕 地球環境が激変しているのご主旨は、地球温 暖化に起因する気候変化のことと思われませんが、 このことについては、右記の通り、「順応的な」 アプローチが重要と考えています。なお、河川環 境についても右記の通り、河川整備にあたって 「2つの原則」を適用することにより、武庫川を 特徴づける多種多様な動植物が今後も生息・生育 できる豊かな自然環境の保全・再生に努めること としています。 | ・本文 P1 8行目～13行 目 ・本文 P4 21行目～23 行目 | ・地球温暖化については、IPCC第4次評価報 告書で、集中豪雨の多発に加え、海面水位の上 昇、台風の強度の増大、渇水の深刻化などが想定 されている。これを受けて、国の社会資本整備審 議会から、適応策について答申 ^{※2} が出されてい る。これによれば、現時点では、地球温暖化や社 会条件のシナリオ、気候変化の予測計算等に不確 実性があるものの、今後、観測データや知見の蓄 積が進められていくことにより予測の精度が高ま ることから、これに応じて適応策の進め方を見直 していく「順応的な」アプローチが必要とされて いる。 ・河川整備の実施による影響を評価し、事業実施 後もその総量を維持できるよう具体的な対策をと りまとめることにより、武庫川を特徴づける多種 多様な動植物が今後も生息・生育できる豊かな 自然環境の保全・再生に努めることとしている。 |
| 6 利水・環境 | 環境 | “流域内で種の絶滅を招かない”は、いつの頃 を基準にしているのか。平成22年現在か平成15年 現在か、それとも昭和初期なのか。基準年によっ て、設計内容や工事の方法が違ってくるはずであ る。 | 1 | 〔その他〕 右記の通り、平成15年度を基準として考えてい ます。 | ・本文 P66 13行目～21 行目 | ア 原則1：対象とする種の選定及びその分布状 況の把握 ○ 対象とする種の選定 原則1の対象とする「種」は、在来種の中から、 河川を主要な生活空間とする種のうち、絶滅の危 険性の高い特定種（兵庫県版レッドデータブック 2003、環境省レッドリスト）、特定種以外でも水 系内での分布範囲が限られている種及び専門家 が重要性を指摘する種とした。 ○ 対象とする種の分布状況の把握 平成15年度に実施した「ひょうごの川・自然環境 調査」の調査結果及びこれまでに水系内で実施さ れた各種の環境調査の結果を用いて、水系内での 種の分布状況を把握した。 |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|------------|-----|---|----|---|---|--|
| 6 利水・環境 | 環境 | 水質浄化や魚類の為にならない種類や外来種は適時除去して欲しい。 | 1 | 〔既に盛り込み済みです〕 右記の通り、配慮を検討すべき「生物の生活空間」のひとつとして、その改善に取り組むこととしています。なお、資料編1-66には外来種の駆除について詳述しています。 | ・本文 P65 29行目～32行目 ・本文 P67 11行目～15行目 ・本文 P69 2行目～4行目 ・本文 P72 7行目～10行目 | ・河川整備を実施する箇所以外においても、水系内には配慮を検討すべき「生物の生活空間」があることから、動植物の生活環境の向上に向け、専門家の意見を聴くとともに、重点化を図りつつ優先順位の高いものから、関係機関や地域住民の協力のもと改善に取り組む。 ②配慮を検討すべき「生物の生活空間」の把握水系内には、優れた「生物の生活空間」のほか、水質の悪化、流れの分断といった生物の観点から改善すべき場所が存在している。環境改善を効果的に行うため、低水護岸の延長割合や外来植物群落の分布などの評価指標から配慮を検討すべき「生物の生活空間」として整理した。 ・7項目の評価指標：①耐汚濁性種の個体数比率 ②汽水・回遊種の種数 ③水生生物の移動可能区間長 ④低水護岸の延長割合 ⑤礫原草原に特有な植生の分布 ⑥外来植物群落の分布 ⑦外来性魚類の生息及び生育確率の和 ・対策2 外来植物の除去河床掘削により、礫河原に繁茂しているシナダレスズメガヤを除去する。また、関係機関や地域住民と連携して、種子の供給源となる、上流や周辺のシナダレスズメガヤの除去に努める。 |
| 6 利水・環境 | 環境 | 環境2原則では、中州や護岸の植物も水質浄化や生物のために残すこととなるが、洪水時にいかに早く海に流すという事と矛盾しないか。それとも中州や植物が生えるのを考慮して河道拡幅や河床掘削をするか。 | 1 | 〔その他〕 河川整備にあたっては、右記の通り、生物の生活環境等に与える影響を可能な限り回避・低減または代替できる環境保全措置を講じることとしています。また、工事実施にあたっては、河道対策と環境対策との整合を図ることとしています。具体的には、治水上必要な断面の外にみお筋(瀬・淵)を計画するなどして、治水対策と環境対策の整合を図ることなどが挙げられます。 | ・本文 P1 14行目～17行目 ・本文 P65 5行目～11行目 | ・環境面においては、県が「生物多様性基本法」に基づき、平成21年3月に策定した「生物多様性ひょうご戦略」を踏まえて、河川整備に際しては多様な生物の生活環境等に与える影響を可能な限り回避・低減または代替できる環境保全措置を講じ、生物多様性の保全に配慮した川づくりに取り組む必要がある ・基本方針に掲げる「武庫川水系に生息・生育する生物及びその生活環境の持続に関する2つの原則」を適用して、多様な生物の生活環境等に与える影響を可能な限り回避・低減または代替できる環境保全措置を講じることにより、武庫川水系の多種多様な動植物が生息・生育できる豊かな自然環境の保全・再生を図る。このため、水系全体で戦略的に自然環境を保全できるよう「2つの原則」に係る専門検討会の検討結果を踏まえ、河床掘削や低水路拡幅などの河道対策と環境対策との整合のとれた河川整備に取り組む。 |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|------------|-----|--|----|--|---|---|
| 6 利水・環境 | 環境 | 環境2原則について、現実はどこまでやれるのか。日本や世界での実績例があれば、紹介して欲しい。また、どこで閲覧できるのか。それが、武庫川で応用できるのか。 | 1 | 〔その他〕 「2つの原則」は、全国初めての取り組みであることから、日本での実施例はありません。また、「2つの原則」と同様の取り組みが国外で行われているということを把握していません。このため、専門家の意見を聴きながら、右記の通り、取り組むこととしています。 | ・本文 P65 8行目～10行目 ・本文 P65 15行目～18行目 ・本文 P65 29行目～32行目 | <ul style="list-style-type: none"> ・水系全体で戦略的に自然環境を保全できるように「2つの原則」に係る専門検討会の検討結果を踏まえ、河床掘削や低水路拡幅などの河道対策と環境対策との整合のとれた河川整備に取り組む。 ・「2つの原則」の適用が全国的にも初めての取り組みであること、また事業実施には「2つの原則」にかかる対策を具体化するうえで、さらに検討する必要があることから、実施時において、留意事項等を取りまとめた手引きを作成する。あわせて、関係機関や地域住民、事業者などへの「2つの原則」の普及を目的に、パンフレットを作成する。 ・河川整備を実施する箇所以外においても、水系内には配慮を検討すべき「生物の生活空間」があることから、動植物の生活環境の向上に向け、専門家の意見を聴くとともに、重点化を図りつつ優先順位の高いものから、関係機関や地域住民の協力のもと改善に取り組む。 |
| 6 利水・環境 | 環境 | 「生物多様性の保全に配慮した川づくり」を標榜しているが、その達成に期待する。 | 1 | 〔既に盛り込み済みです〕 河川整備計画（案）について、妥当とのご意見として承りました。 | 河川整備計画 （案） 本文全体 | — |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|------------|-----|--|----|--|--|--|
| 6 利水・環境 | 環境 | 「原則1」について、「種」を評価とすることが、何故自由度が高いのか。「種」を評価の対象とする中で、平行して「個体」へのこだわりも維持し続けて欲しいと考える。 | 1 | 〔その他〕 河川整備にあたって、河川内に生息・生育する生物の種数や個体数を全て把握することは現実的に困難です。また、移植や一時避難などの保全対策に努めたとしても、少なからず生物に影響があることから、河川整備直後に個体レベルでの維持は困難であると考えています。これらのことから、専門家の意見を聴きながら調査データ等を基に指標種として重要種を選定し、個体そのものや個体数ではなく、重要種に着目することによって、河川整備への自由度を増すこととしています。なお、生物の保全への対応は、工事箇所だけに限定せず、水系内での個体群の維持を図ろうとするものです。 | ・本文 P66 5行目～12行目 ・本文 P66 13行目～21行目 | ① 「個体」ではなく「種」に着目 種の絶滅を招かないという原則を設けることで、今いる生物が将来にわたり暮らせる川づくりを進める。「種」を評価の対象とすることで、「個体」の場合よりも自然環境に対する対応策への自由度を増やす。 ② 武庫川水系内で対処 治水を優先する必要がある場合には、地元での対応に限定せずに、水系全体で戦略的に自然環境に配慮する。他地域からの個体の移植を安易に行うのではなく、水系内での個体群の維持を優先課題とする。 ア 原則1：対象とする種の選定及びその分布状況の把握 ○ 対象とする種の選定 原則1の対象とする「種」は、在来種の中から、河川を主要な生活空間とする種のうち、絶滅の危険性の高い特定種（兵庫県版レッドデータブック2003、環境省レッドリスト）、特定種以外でも水系内での分布範囲が限られている種及び専門家が重要性を指摘する種とした。 ○ 対象とする種の分布状況の把握 平成15年度に実施した「ひょうごの川・自然環境調査」の調査結果及びこれまでに水系内で実施された各種の環境調査の結果を用いて、水系内での種の分布状況を把握した。 |
| 6 利水・環境 | 環境 | 「原則2」について、「現状を追認」することから出発していると言わざるを得ず、既に生物の生活空間はかなり喪失している。10年前、20年前、50年前、100年前に存在していた「生物の生活空間」を、可能な限り、できる地域から、できる程度に、復活させて欲しい。 | 1 | 〔既に盛り込み済みです。〕 「2つの原則」においては、原則1及び原則2だけでなく、右記の通り、課題のある空間を、配慮を検討すべき「生物の生活空間」として整理し、重点化しつつ、その改善に努めることとしています。 | ・本文 P65 29行目～32行目 ・本文 P67 11行目～15行目 ・本文 P69 2行目～4行目 | ・河川整備を実施する箇所以外においても、水系内には配慮を検討すべき「生物の生活空間」があることから、動植物の生活環境の向上に向け、専門家の意見を聴くとともに、重点化を図りつつ優先順位の高いものから、関係機関や地域住民の協力のもと改善に取り組む。 ② 配慮を検討すべき「生物の生活空間」の把握 水系内には、優れた「生物の生活空間」のほかに、水質の悪化、流れの分断といった生物の観点から改善すべき場所が存在している。環境改善を効果的に行うため、低水護岸の延長割合や外来植物群落の分布などの評価指標から配慮を検討すべき「生物の生活空間」として整理した。 ・7項目の評価指標：①耐汚濁性種の個体数比率 ②汽水・回遊種の種数 ③水生生物の移動可能区間長 ④低水護岸の延長割合 ⑤礫原草原に特有な植生の分布 ⑥外来植物群落の分布 ⑦外来性魚類の生息及び生育確率の和 |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|------------|-----|--|----|---|--------------------------|--|
| 6 利水・環境 | 環境 | 保全や再生の代償地が見あたらない場合には計画を再考する、との記述の部分については、計画の中身をいじって修正で済ませることを排除し、一から再出発して計画を作り直す、という原則を謳い上げることが希望する。 | 1 | 〔既に盛り込み済みです。〕 「原則2」では、右記の通り、改修区間内での再生や、周辺地域や県内においても保全や再生の代替地が見あたらない場合には、計画を再考することとしています。 | ・本文 P66 38行目～40 行目 | iii) 改修により質の低下が予想されるが、生活環境の固有性および特殊性が高く、改修区間内での再生や、周辺地域や県内においても保全や再生の代替地が見あたらない場合には、計画を再考する。 |
| 6 利水・環境 | 環境 | 整備計画(案)は、環境対策にも十分配慮した内容となっており、時代のニーズに合致したものである。 | 1 | 〔既に盛り込み済みです〕 河川環境の整備と保全に関する事項について妥当とのご意見として承りました。 | 河川整備計画 (案) 本文全体 | — |
| 6 利水・環境 | 環境 | 下流の流量を確保するためとはいえ、潮止堰の撤去や一部床止め工の撤去・改修は、魚類の回遊に好影響を与え、より多種類が生息できるようになるものと期待している。 | 1 | 同上 | — | — |
| 6 利水・環境 | 環境 | 武庫川流域に存在する心強い地元の研究機関として「アユの研究室」を「人と自然の博物館」に創ることを提案する。 | 1 | 〔今後の参考とさせていただきます〕 右記の通り、取り組むこととしています。ご意見は今後の参考とさせていただきます。 | ・本文 P74 1行目～10 行目 | (3) 天然アユが遡上する川づくり アユを武庫川のシンボル・フィッシュとして位置づけて、関係機関や地域住民の参画と協働のもと、河川整備や環境改善に取り組む。このため、平成21年度から3年程度を目処に、アユの分布、産卵場、仔アユの降下等の生息実態調査を実施している。その結果を踏まえて、関係者や地域住民の適切な役割分担のもと、魚道の改善やおお筋の確保などによる移動の連続性の向上、産卵場及び稚魚期の生息場所の確保等の必要な対策を検討し、実施可能なものから取り組んでいく。また、アユの生息実態の追加調査については、必要に応じて検討を行う。 |
| 6 利水・環境 | 環境 | 「アユが遡上する武庫川づくり」が進展することを大いに期待する。 | 2 | 〔既に盛り込み済みです〕 河川環境の整備と保全に関する事項について妥当とのご意見として承りました。 | 同上 | 同上 |
| 6 利水・環境 | 景観 | 築堤区間では松の大木をどの様に保護するのか。 | 1 | 〔その他〕 右記の通りとしており、具体的な工法等については、事業実施の段階で検討することとしています。 | ・本文 P74 25行目～27 行目 | ・クロマツやアキニレ等の高木樹により良好な景観が形成されており、河川敷の一部が風致地区に指定されている。このことから、河川整備にあたっては、樹木伐採を必要最小限とする工法を検討するなど、良好な景観の保全に努める。 |
| 6 利水・環境 | 景観 | 桜を円山川～武庫川沿岸に植えた事があったが本数が少ない上にその後、枯れたものも多くまた昔からの松も少なくなっており桜、松の植樹を進めて欲しい。 | 1 | 〔対応困難〕 植樹については、右記の通り、適切に管理する必要があると考えています。なお、現時点では新たに植樹することは考えていません。 | ・本文 P76 22行目～26 行目 | ③ 樹木等 河川区域内の樹木等について巡視・点検を行い、樹勢が劣り洪水時に倒れて堤防の安全性に悪影響を及ぼすような樹木は伐採・抜根するなど、適切な樹木管理を行う。併せて、治水上支障となる樹木の伐採や、治水上の支障がない範囲での植樹など、適正な樹木管理について検討する。 |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|------------|------|--|----|--|--------------------------|---|
| 6 利水・環境 | 景観 | 河川に桜を植えて、夙川の並木のようにする。 | 1 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 6 利水・環境 | 河川利用 | 市民の良好な歩路面、運動場をどの様に保護するかの。 | 1 | 〔その他〕 右記の通り、取り組むこととしています。なお、具体には、武庫川の高水敷を占用している公園管理者である市と調整しつつ、治水上支障のない範囲において適切に河川利用を図ることができるよう取り組むこととしています。 | ・本文 P48 13行目～16 行目 | 3 河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保 人と河川の豊かなふれあいについては、自然とのふれあいや環境学習の場の整備・保全に努める。また、水辺空間に関する多様なニーズを踏まえ、自然環境及び治水計画との調和を図りつつ、適正な河川利用の確保に努める。 |
| 6 利水・環境 | 河川利用 | ダム建設以外で武庫川の再生のためお金をかけるのなら、有効なものや市民が楽しめる場所となるようにすべきである。 播磨灘、明石海峡の流れを利用して、きれいな海水をパイプラインで宝塚駅付近（宝来橋又は生瀬大橋くらい）まで引き、そこから武庫川の両岸（幅10～20m位）を本流の水と会わないよう区切って海水を流す。そうすれば、大水の時は真水に埋まるが、水が引けば海水がたまる。 利用として、①夏には自然海水浴場になる、②海水プールも上流から下流まで作れる、③パイプラインから海の魚が来るので釣りが近くで楽しめる。 費用として高くついた分は、市民の方々に理解をいただき、市民が作った世界で初めての遊び場兼、水害対策とすればどうか。 | 1 | 〔対応困難〕 宝塚駅付近にある宝来橋での河床高さは、標高は33.5mであるため、海水を導くためにはポンプによる導水が必要となります。パイプラインや大量の海水を汲み上げ送水するためのポンプ設備の設置、またこれらの維持管理などに、莫大な費用が必要となります。また、塩水を河川に沿って流すことは、地下水や生態系に影響を与えることとなり、上水道の利用に支障を来すことや環境破壊につながる恐れもあります。このようなことから、現実的には対応困難だと考えます。 | - | - |
| 6 利水・環境 | 河川利用 | 武庫川（線）を生かした長い一大の観光地を作る。今でも阪神地域だけでなく近畿各地からの訪問者もあるが、視点を高く、日本の国民全体をターゲットにした発想も必要ではないか。日本のいろいろなところから多くのビジターの訪問があり、笑顔や笑いが絶えない「日本国民が知っている武庫川」をつくってほしい。 | 1 | 〔今後の参考とします。〕 ご意見は今後の参考とさせていただきます。 | - | - |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|------------|-------|---|----|--|------|----------------------------|
| 6 利水・環境 | 廃線敷利用 | 廃線敷ハイキングコースは鉄橋やトンネルの劣化という大きな問題を抱えている。この問題の解決策は、JRの資産である限りJRが負担するか、民間でやる以外にないと考えている。県として、武庫川を親水公園として変革していくための第一段階として、廃線敷ハイキングコースをJRから譲り受け、地域住民が水に親しむ公園として集まる「モデルゾーン」に創りかえていただくことを期待する。 | 1 | 〔対応困難〕 現状では武庫川峡谷の河川を管理するうえで、廃線敷を必要としていないことから河川管理者が管理することはありません。また、県では、広域行政の立場で大規模な都市公園を整備することとしており、尼崎の森中央緑地の全面開園に向けて整備中です。現状では、新たに県立都市公園として整備する考えはありません。廃線敷利用については、自己責任で通行したいハイカーと安全管理に責任が持てない施設管理者との間で、打開策が見つからないことが課題であり、当事者間の問題であると考えています。 | — | — |
| 6 利水・環境 | 廃線敷利用 | ハイキング道の整備は利用できるように県が積極的に関与してほしい。 | 1 | 同上 | — | — |
| 6 利水・環境 | 廃線敷利用 | 武庫川渓谷ハイキング道は、都市に近く渓谷や春の桜・秋の紅葉が見事なため市民に親しまれている。この道がなくならなかったことは喜ばしい事である。このコースは鉄道としての使命を終えた廃線敷であり、JR西日本にとって利用価値は少なくむしろお荷物となっている。兵庫県が自然公園として取得・整備（最小限の整備でよい）していただく事を要望する。 | 1 | 同上 | — | — |
| 6 利水・環境 | 廃線敷利用 | 武庫川峡谷のハイキング道が、ダム建設の中止により、守られたことは喜ばしい事に思っている。 鉄道として使命を終えた廃線敷ハイキング道の整備をJR西日本に負わせるのではなく、良好な自然環境を維持するため、県の積極的な関与を希望する。 | 2 | 同上 | — | — |
| 6 利水・環境 | 廃線敷利用 | 廃線敷ハイキング道の整備をJR西日本に負わせるのではなく、良好な自然環境を維持するため、県の積極的な関与を要望する。 | 1 | 同上 | — | — |
| 6 利水・環境 | 廃線敷利用 | 都市に近い武庫川渓谷は、四季を通じて近隣の市民に親しまれているハイキング道である。それが守られたことは喜ばしい。良好な自然環境を維持するため、県当局の積極的な関与を要望する。 | 1 | 同上 | — | — |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|------------|-------|--|----|--|---|---|
| 6 利水・環境 | 廃線敷利用 | 兵庫県が主体になり、JRからこの地を借り受け、国交省にも強かに働きかけ、関係する市長の協力をもとめて、さらには源流から河口までのハイキング道を整備してはどうか。 | 1 | 同上 | — | — |
| 6 利水・環境 | 水質 | 現在、夏場などに「白い泡」が水面を浮かぶ現象が武庫川峡谷などでみられる。と記述があるが、これは神戸市北区道場町生野高原住宅の下水処理が旧タイプのものでBODやCODの高い下水が未整備の百軒滝川より流れ込んでいるからだと思う。原因は明らかに前述の生野高原住宅の下水未整備が原因であり、早急に調査対策を講ずる必要がある。神戸市では補助金にて高処理の浄化槽に入れ替えるように指導しているとの事であるが、これでは抜本的な水質改善にはならず、下水道の整備が早急に必要と思われる。兵庫県からも神戸市への働きかけをお願いする。 | 1 | 〔その他〕 神戸市の生活排水処理計画では、この住宅団地は浄化槽により処理される区域とされています。団地内の古い住宅では単独浄化槽もあることから、神戸市では補助金制度を設け合併浄化槽への切替を推進しています。 一方、「白い泡」は、住宅団地からの排水が含まれる百軒滝川と武庫川本川の合流点より上流でも見られることから、この住宅団地による排水が直接的な原因だと断定することは困難であると考えています。「白い泡」については、右記の通り考えており、引き続き情報収集に努めることとしています。 | ・本文 P34 22行目～26 行目 | ・夏場などに「白い泡」が水面に浮かぶ現象が武庫川峡谷などでみられる。この点については、過去に武庫川上流浄化センターにおいて処理水の水質分析を行い、発生原因を調査した結果、白い泡の原因は、合成洗剤などに由来する界面活性剤ではなく、自然系由来の多糖類とされているが、同様の現象は他の河川でもみられることから、引き続き情報収集に努めていく。 |
| 6 利水・環境 | 情報提供 | 上流・中流・下流で水質浄化や魚類のための岩礁、礫、植物などの分布図はあるのか。また分布図は閲覧できるのか。無ければ、今後工事をする時に分布図を作成することとなるが、その場合は、閲覧できるのか。 | 1 | 〔その他〕 「ひょうごの川・自然環境調査」で作成した植物の分布図や瀬・淵、水際の護岸の状況などを示した資料は、宝塚土木事務所で見ることが出来ます。但し、貴重種情報については、乱獲等につながる恐れがあることから、非公開としています。 | — | — |
| 6 利水・環境 | 情報提供 | カワウやヌートリアに餌付けしている方、野良猫にエサを与えている方など生物に対しての楽しみ方はいろいろあるが、外来種の駆除、アユの遡上、ウナギが取れることなどが、武庫川にどれほど大切なことかということを住民へ周知する方策はどのようなものがあるのか。 | 1 | 〔既に盛り込み済み〕 右記の通り、情報伝達に努めることとしています。 | ・本文 P65 17行目～18 行目 ・本文 P78 4行目～5行 目 ・本文 P78 20行目～22 行目 ・本文 29行目 ～31行目 | ・関係機関や地域住民、事業者などへの「2つの原則」の普及を目的に、パンフレットを作成する。 ・大学等の研究機関、流域市、県が適切な役割分担のもと連携を進めるとともに、今後は、総合的な治水対策などに本格的に取り組んで行く ② 動植物の生活環境の保全・再生 関係者や地域住民との連携のもと、シンボル・フィッシュであるアユが遡上する川づくりや、外来種除去を通じた在来種の保全などに取り組む。 ⑤ 水質の向上 地域住民が水質調査を通じて川とのつながりを深めることができるよう、わかりやすい水質指標による調査の実施を、関係機関と連携して検討する。 |

※「2つの原則」：「武庫川水系に生息・生育する生物及びその生活環境の持続に関する2つの原則」

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|-------------------------|------|---|----|--|---|--|
| 7 維持管理・ 流域連携 等 | 流域連携 | 「上流の住民が下流のことを知る」、「下流の住民が上流のことを知る」そしてお互いに話し合うことが、流域に密着した武庫川を作る第一歩だと思う。その意味で11月から始める「兵庫労山の武庫川源流ウォーク」に期待している。 | 1 | 〔既に盛り込み済みです〕 河川整備計画(案)では、右記の基本的な考えのもと、流域連携に取り組むことにしています。 | ・本文 P78 1行目～6行目 ・本文 P79 図4.4.1 | 2 流域連携 「地域共有の財産」である武庫川を守り育てるため「参画と協働」による武庫川づくりを基本として、地域住民、NPO、事業者（以下、この章において「地域住民等」という。）、大学棟の研究期間、流域市、県が適切な役割分担のもと連携を進めるとともに、今後は、総合的な治水対策などに本格的に取り組んで行くことから、以下の三点を柱とした武庫川づくりに取り組む。 図4.4.1 武庫川における流域連携の考え方 |
| 7 維持管理・ 流域連携 等 | 流域連携 | 未開である総合的な治水を取り込んだ、いわゆる「縦割り」を払拭した河川整備計画を実現するには一層の努力が必要になると思われる。流域対策や減災対策、まちづくり、防災などの分野において、流域住民との連携を背景に、さまざまな施策を組み合わせた効率的な整備手法を見出すことが望まれる。 | 1 | 〔今後の参考とさせていただきます〕 流域対策、減災対策については、県と流域市が協力して進める仕組みとして、「武庫川流域総合治水推進協議会（仮称）」を設置します。 また、右記の基本的な考えのもと、総合的な治水対策に本格的に取り組むことも踏まえつつ、流域連携に取り組むことにしています。 | ・本文 P3 24行目～32行目 ・本文 P78 1行目～6行目 | (3) 総合的な治水対策の推進 本計画の整備目標は、基本方針の目標達成に向けたあくまで途中段階の目標である。また、近年、地球温暖化に伴う気候変化等に起因する集中豪雨も多発傾向にある。 計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力を超える洪水の発生に備え、河川対策や流域対策に加えて減災対策を実施し、洪水被害の軽減を図る。 なお、「流域対策」や「減災対策」は、流域市の協力を得て進める必要があるため、「武庫川流域における総合的な治水対策の推進に関する要綱（仮称）」に基づき、県及び流域市で構成する「武庫川流域総合治水推進協議会（仮称）」を設置し、別途「武庫川流域総合治水推進計画（仮称）」を策定する。 2 流域連携 「地域共有の財産」である武庫川を守り育てるため「参画と協働」による武庫川づくりを基本として、地域住民、NPO、事業者（以下、この章において「地域住民等」という。）、大学棟の研究期間、流域市、県が適切な役割分担のもと連携を進めるとともに、今後は、総合的な治水対策などに本格的に取り組んで行くことから、以下の三点を柱とした武庫川づくりに取り組む。 |
| 7 維持管理・ 流域連携 等 | 流域連携 | 住民参加や他部門との連携をして川づくりを行うよう制度化する。 | 1 | 〔既に盛り込み済みです〕 河川整備計画(案)では、地域社会と河川の良好な関係の構築するため、右記のとおり、地域住民等と連携して、本計画に位置つけた施策や事業を推進します。 流域対策、減災対策については、県と流域市が協力して進める仕組みとして、「武庫川流域総合治水推進協議会（仮称）」を設置します。 | ・本文 P78 7行目～13行目 | (1) 地域社会と河川の良好な関係の構築 「ひょうごアドプト」などの地域住民等と連携した河川の維持管理等について、引き続き取り組む。さらに、本計画に位置つけた施策や事業を地域住民等と連携して推進するため、以下の新たな取り組みを進める。 また、流域対策、減災対策については、県と流域市で「武庫川流域総合治水推進協議会（仮称）」を設置し、「武庫川流域総合治水推進計画（仮称）」を策定して、県と流域市が協力して進める。 |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|-------------------------|------|--|----|---|----------------------------|---|
| 7 維持管理・ 流域連携 等 | 流域連携 | <p>県、自治体、諸団体、市民が一体となって取り組んでいけるような仕掛けとして、流域連携は非常に重要と考える。</p> <p>ここで記述している、(1)地域社会と河川の良好な関係の構築、(2)多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援、(3)自律的な流域ネットワークとの連携、等について積極的かつ早急に取り組む必要があると考える。</p> | 1 | <p>〔既に盛り込み済みです〕</p> <p>河川整備計画（案）では、右記のとおり流域連携を進め、武庫川づくりに取り組むこととしています。</p> <p>河川整備計画の着実な推進を図るため、こうした流域連携に適切に取り組んでいきます。</p> | ・本文 P78 7行目～P79 10行目 | <p>(1) 地域社会と河川の良好な関係の構築 「ひょうごアドプト」などの地域住民等と連携した河川の維持管理等について、引き続き取り組む。さらに、本計画に位置づけた施策や事業を地域住民等と連携して推進するため、以下の新たな取り組みを進める。</p> <p>また、流域対策、減災対策については、県と流域市で「武庫川流域総合治水推進協議会（仮称）」を設置し、「武庫川流域総合治水推進計画（仮称）」を策定して、県と流域市が協力して進める。</p> <p>(2) 多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援 県では、多様な主体が取り組む武庫川づくりについて、活動資金の助成、活動主体の情報発信や相互の連携・交流の支援などを行っている。支援にあたっては、公平性、透明性を基本に、活動主体の自発性、自律性を損なわないよう配慮している。</p> <p>こうした支援に引き続き取り組むとともに、活動主体間の幅広い流域ネットワークの自律的な形成に向け、以下の支援を行う。</p> <p>① 連携・交流のための機会提供 活動主体がその活動内容を報告し、他の活動主体との連携・交流の機会となるシンポジウム等を開催する。</p> <p>② 連携・交流のための情報提供 県のホームページ等を活用し、活動主体の概要やその活動内容などの情報を提供する。</p> <p>(3) 自律的な流域ネットワークとの連携 武庫川づくりのパートナーとなる多様な主体の参加する自律的な流域ネットワークの形成を支援するとともに、流域ネットワークとの連携のあり方について、流域市や流域ネットワークの意見も聴きながら検討を行い具体化を図る。</p> |
| 7 維持管理・ 流域連携 等 | 流域連携 | <p>流域連携を進め沿川の関係者が情報交流し、また川の資源とまちの資源を上手に活用し合いそれぞれが相乗効果を発揮し魅力的な地域を創るために「川まち交流拠点」の整備を提案する。</p> | 1 | <p>〔今後の参考とします〕</p> <p>川まち交流拠点については、ご意見は今後の参考とさせていただきます。</p> | - | - |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|-------------------------|-------------|---|----|--|--------------------------|--|
| 7 維持管理・ 流域連携 等 | フォロー アップ | 基本方針の総合治水への視点『流域全体で流出抑制することに加えて、「川があふれる」ことも考慮した「総合治水」の考え方が広がってきた。総合治水とは、大雨が川に直接流れ込む量を抑制するため、森林の保水力を高めたり、農地やまちの中に遊水地や雨水貯留施設を設けたりして、流域全体で保水・遊水機能を確保するとともに、仮に川から洪水があふれても最小限の被害ですむよう建築や土地利用に配慮しておく総合的な対策である。これを実践するには、洪水時だけでなく平時から河川と向き合い、暮らし方やまちづくりを変えていくことが求められ、河川管理者だけでなく、流域の自治体や住民一人ひとりの参加や協力が不可欠でもある。』をCheck項目に据えた計画管理を望む。 | 1 | 〔今後の参考とします〕 河川整備計画(案)では、右記のとおりPDCAサイクルによる進行管理の仕組みを、今後、検討してまいります。ご意見はその際の参考とさせていただきます。 | ・本文 P80 19行目～22 行目 | (1) 河川整備計画の進行管理 PDCAサイクルの考え方に基づいた進行管理を図る仕組みを導入することとし、どのような進行管理の仕組みが可能か検討を行ったうえで、下記のフォローアップ委員会の意見を聴き、具体化を図る。 |
| 7 維持管理・ 流域連携 等 | フォロー アップ | フォローアップ委員会が設置されるにしても、流域住民の理解と協力を得る上で、整備計画第4節 河川の維持管理等に関する事項の各項目を確実に実施されることを望む。特に「自律的な流域ネットワークとの連携」と「モニタリング」が参画と協働の川づくり、町づくりの成否を握っていると思う。強行と反対の川づくり、町づくりから、参画と協働の川づくり、町づくりの実現に向け、住民参画のCheck体勢づくりを望む。 | 1 | 〔既に盛り込み済み〕 河川整備計画(案)では、フォローアップ委員会に地域住民も委員として参画いただくこととしています。 PDCAサイクルによる進行管理を具体化し、フォローアップ委員会の意見を聴きながら、着実に河川整備計画を推進します。 また、河川整備計画の進捗状況等の情報を発信することで、地域住民等との情報の共有化を図り、透明性の向上に努めます。 | ・本文 P80 19行目～31 行目 | (1) 河川整備計画の進行管理 PDCAサイクルの考え方に基づいた進行管理を図る仕組みを導入することとし、どのような進行管理の仕組みが可能か検討を行ったうえで、下記のフォローアップ委員会の意見を聴き、具体化を図る。 (2) フォローアップ委員会の設置 新たに、学識経験者と地域住民で構成するフォローアップ委員会を設け、施策や事業の実施状況等を、定期的に委員会に報告し意見を聴く。 (3) 地域住民等との情報の共有 本計画への地域住民等の理解と協力を得るため、本計画に位置づけた施策や事業の実施状況等について情報発信し、地域住民等との情報の共有化を図る。 |
| 7 維持管理・ 流域連携 等 | フォロー アップ | フォローアップ委員会の人選はどのように決めるのか？ 農業委員会のような公職選挙法によるのか「武庫川流域委員会」方式なのか。そしてフォローアップ委員会の権限はどのようなものなのか。 フォローアップ委員会の権限強化を図る | 1 | 〔その他〕 フォローアップ委員会委員の選任は、附属機関等の委員の選任や会議の公開などの運営に関する考え方を定めた、県の「附属機関等の設置及び運営指針」を踏まえ、河川整備計画を着実に推進する観点から、検討を進めます。 また、フォローアップ委員会は、資料編の資料1-14に記載のとおり、以下の3点について意見を述べることを役割として設置します。 ① PDCAサイクルの考え方に基づいた進行管理の仕組み ② 毎年度の施策や事業の実施状況等 ③ PDCAサイクルの仕組みによる点検・評価の結果 県は、その意見を整備計画の実施等に反映させていただきます。 | ・本文 P80 19行目～28 行目 | (1) 河川整備計画の進行管理 PDCAサイクルの考え方に基づいた進行管理を図る仕組みを導入することとし、どのような進行管理の仕組みが可能か検討を行ったうえで、下記のフォローアップ委員会の意見を聴き、具体化を図る。 (2) フォローアップ委員会の設置 新たに、学識経験者と地域住民で構成するフォローアップ委員会を設け、施策や事業の実施状況等を、定期的に委員会に報告し意見を聴く。 また、PDCAサイクルによる進行管理の仕組みが具体化した段階で、施策や事業の実施状況の点検・評価を行い、それをフォローアップ委員会に報告することで説明責任を果たすとともに、委員会から意見を聴いて整備計画の次なる進行と改善につなげていく。 |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|-------------------------|-------------|---|----|--|--|---|
| 7 維持管理・ 流域連携 等 | フォロー アップ | 住民、有識者らでつくる新たな第三者機関「フォローアップ委員会」で十分な議論を重ねることを要望する。 | 1 | 〔既に盛り込み済みです〕 河川整備計画（案）では、右記に記載のとおり、定期的にフォローアップ委員会に報告し意見を聴くことで、本計画の着実な推進を図ります。 | ・本文 P80 23行目～28 行目 | (2) フォローアップ委員会の設置 新たに、学識経験者と地域住民で構成するフォローアップ委員会を設け、施策や事業の実施状況等を、定期的に委員会に報告し意見を聴く。 また、PDCAサイクルによる進行管理の仕組みが具体化した段階で、施策や事業の実施状況の点検・評価を行い、それをフォローアップ委員会に報告することで説明責任を果たすとともに、委員会から意見を聴いて整備計画の次なる進行と改善につなげていく。 |
| 7 維持管理・ 流域連携 等 | フォロー アップ | フォローアップ委員会の設置などを通じ、住民、有識者が議論を重ね、計画を見直せる体制の実現を求める。 | 1 | 〔既に盛り込み済みです〕 フォローアップ委員会は、河川整備計画の着実な推進を図るため設置するもので、右記に記載のとおり、PDCAサイクルによる進行管理の仕組みの具体化を図り、河川整備計画の実施の改善をしていきます。 また、社会情勢の変化等より、必要に応じて河川整備計画の見直しを行うとしており、その場合には新たな流域委員会を設置することを考えています。 | ・本文 P80 23行目～28 行目 ・本文 P41 8行目～9行 目 | (2) フォローアップ委員会の設置 新たに、学識経験者と地域住民で構成するフォローアップ委員会を設け、施策や事業の実施状況等を、定期的に委員会に報告し意見を聴く。 また、PDCAサイクルによる進行管理の仕組みが具体化した段階で、施策や事業の実施状況の点検・評価を行い、それをフォローアップ委員会に報告することで説明責任を果たすとともに、委員会から意見を聴いて整備計画の次なる進行と改善につなげていく。 ・なお、社会情勢や経済情勢の変化、観測データや新たな知見の蓄積、洪水などの被害の発生状況等により、必要に応じて見直しを行うものとする。 |
| 7 維持管理・ 流域連携 等 | フォロー アップ | ごく一部を除いて、無責任な発言を続けてきた流域委員会の委員達をフォローアップ委員会に再選するのは絶対にやめてください。 まちづくりとか、景観とか、できもしない千刃ダムとか、再開発とか、自分たちの活動団体を優遇しろとか、下流に住む者のことを思いやらない発言を繰り返してたらやらされてきた委員達にはうんざりした。次にまた委員会をつくるとあるので、次はこういう人達は委員にしないでください。良識のあるまともな人にしてください。 | 1 | 〔今後の参考とします〕 フォローアップ委員会委員の選任は、附属機関等の委員の選任や会議の公開などの運営に関する考え方を定めた、県の「附属機関等の設置及び運営指針」を踏まえ、河川整備計画を着実に推進する観点から、検討を進めます。 ご意見は今後の参考とさせていただきます。 | — | — |
| 7 維持管理・ 流域連携 等 | フォロー アップ | 地域住民への情報開示や周知徹底は、「武庫川流域委員会」程度の周知では不足である。各自治会や各世帯まで周知されていないと、工事の進捗や減災対策がうまく機能しないと思われるがどのような事を考えているのか？ | 1 | 〔既に盛り込み済みです〕 河川整備計画（案）では、本計画の着実な推進を図るため、フォローアップが重要であると考えており、右記のとおり、地域住民等と情報の共有化を図り、事業等の実施の透明性の向上に努めることとしています。 情報発信については、県のホームページの活用や、自治会等からの要望に応じて出前講座として職員を派遣し、説明を行います。 なお、個別事業については必要に応じ、地元説明会などを開催してまいります。 地域住民の皆様にも、適宜適切に情報発信するよう努めてまいります。 | ・本文 P80 29行目～31 行目 | (3) 地域住民等との情報の共有 本計画への地域住民等の理解と協力を得るため、本計画に位置づけた施策や事業の実施状況等について情報発信し、地域住民等との情報の共有化を図る。 |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|-------------------------|-------------|---|----|--|--|--|
| 7 維持管理・ 流域連携 等 | フォロー アップ | 計画(案)の中には、各関係者の協力や複雑な調整を必要とする分野も種々ある。住民に関するものについては、早めの十分な広報を通じ、広く住民の理解・協力を得るよう進めてください。 | 1 | 〔今後の参考とします〕 河川整備計画(案)では、本計画の着実な推進を図るため、フォローアップが重要であると考えており、右記のとおり、地域住民等と情報の共有化を図り、事業等の実施の透明性の向上に努めることとしています。 なお、個別事業については必要に応じ、地元説明会などを開催していきます。 地域住民の皆様にも、適宜適切に情報発信するよう努めていきます。 ご意見は今後の参考とさせていただきます。 | 同上 | 同上 |
| 7 維持管理・ 流域連携 等 | フォロー アップ | 武庫川の治水対策について係わりのある地域住民に現状や今後の方針を判り易く広報してほしいと思う。 整備計画を拝見しているが、専門的内容であり、素人の住民には分かりづらい。本当に住民に理解してほしいと考えておられるのか疑問である。住民は、一旦災害が起これば命を失うことになりかねない。それは、身近な高齢者であったり、いたいけない幼児である可能性が高い。だから、心配している。そのような住民の危機感を、この計画に関係した方々が本当に分かっておられるのか、その思いをお伺いしたい。 | 1 | 〔既に盛り込み済み〕 県は、河川整備計画の内容について、沿川住民の方を含め広く理解いただきたいと考えており、右記の通り、計画の着実な推進を図るため、地域住民等との情報の共有化を図ることとしています。 | ・本文 P80 16行目～18 行目 ・本文 P80 29行目～31 行目 | 4 河川整備計画のフォローアップ 本計画の着実な推進を図るため、PDCAサイクルの考え方に基づいた進行管理、フォローアップ委員会の設置を行うとともに、地域住民等との情報の共有化を図る。 (3) 地域住民等との情報の共有 本計画への地域住民等の理解と協力を得るため、本計画に位置づけられた施策や事業の実施状況等について情報発信し、地域住民等との情報の共有化を図る。 |
| 7 維持管理・ 流域連携 等 | 河川の維持 管理 | 千刈りダムは古く、土砂の堆積が進み、危険な状態だと参考資料にて拝見した。管理は神戸市かもしれないが、河川管理者の立場からダムの崩壊と土砂の流出対策を講ずるよう神戸市への指導と協議をされ、堆積土砂の浚渫工事やダムの補強工事やらを推進してほしいし、放流についても連携して人災の起こらない対策をとって頂きたい。 | 1 | 〔既に盛り込み済み〕 千刈りダムなどの占用許可工作物への指導については、右記の通り、盛り込み済みです。 なお、千刈りダムの堆砂について、神戸市は、「大部分が有効貯水容量内に堆砂したものであり、ダムの安定には影響していない。」との見解です。 また、参考資料には、千刈りダムで土砂の堆積が進み、危険な状態であるといった記述はなく、河川管理者として定期検査を実施する中でもそのような事実は確認しておりません。 | ・本文 P77 11行目～13 行目 | (5) 占用許可工作物への適切指導 井堰、橋梁等の占用許可工作物については、河川管理上支障となるおそれがある場合には、速やかに点検、修繕等を実施するよう施設管理者を指導する。 |
| 7 維持管理・ 流域連携 等 | 河川の維持 管理 | P36で18行目 千刈りダムでは洪水期(6～10月)は、ゲートを常に全開運用して突然の大雨の時の放流の人災を平成16年の台風23号などの被害を防ぐ為にしていると記述があるが、この近辺には他に2つのダム(丸山・青野ダム)もあり、同様にそのような対策は講じる必要はないのか検討されているのかが問題である。これは、流域連携につながることである。 | 1 | 〔その他〕 千刈りダムで洪水期にゲートを全開にするのは、洪水吐きゲート数が多く(17門)、開閉に時間がかかり、洪水時に迅速なゲート操作ができないためです。 一方、青野ダムや丸山ダムは、洪水吐きゲート数が少なく、迅速な操作が可能のため、千刈りダムのような対応を行わなくても、洪水を安全に流下させることができます。 | — | — |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|-------------------------|-------------|---|----|---|------------------------|---|
| 7 維持管理・ 流域連携 等 | 河川の維持 管理 | 今後避けては通れない、更新時期が順次訪れる社会資本の再整備、つまり既存の利水施設(ダム～ため池)や橋梁の更新などを、環境、景観の保全に努めながらいかに上手く治水・利水活用し、魅力施設として再生するかが大きな鍵になると思われます。 | 1 | [今後の参考とします] ご意見は今後の参考とさせていただきます。 | - | - |
| 7 維持管理・ 流域連携 等 | 河川の維持 管理 | 昔のように茅葺屋根やヨシを利用するリサイクルな生活なら常に手入れされるが、中州や護岸の植物を利用することは考慮しているのか。利用されないのなら、その処分は税金で行うのか。 | 1 | [その他] 鳥類などの営巣地となるオギ群落など河川環境の保全上必要な植物については、伐採を行わず保全することとしています。その他の植物については、流下能力の阻害や河川利用上の支障、さらには、防犯・防火、良好な河川環境の保全といった観点から伐採・除草を実施しているところですが、刈り取った植物については、現在、利用している事例や利用したいとの申し出がないことからリサイクルは困難だと考えています。なお、回収した草やゴミは市の焼却場などで処分していることから、税金で処理されることとなります。 | - | - |
| 7 維持管理・ 流域連携 等 | 河川の維持 管理 | 下流域は別にして、上流域、中流域で人が川に近づかない現象が出てきている。「武庫川に鮎を取り戻す」運動とあいまって川を綺麗にする運動を広めて行きたい。兵庫労山では、毎年6月、11年間続けてきた「武庫川清掃」に今後も取り組み、親水化の増進に努力していく。 | 1 | [既に盛り込み済みです] 右記の通り、県としてもクリーン作戦、ひょうごアドプト等により除草、清掃を実施していきます。住民が親しめる良好な河川環境の確保に向け、今後ともご協力をお願いします。 | ・本文 P77 1行目～6行 目 | (3) 除草・清掃の実施 県と市が共同で行うクリーン作戦などにより、安全な河川利用の促進、防犯防火等を目的として除草、清掃を実施する。特に親水公園や利用者の多い箇所については、定期的に除草、清掃し良好な河川環境の確保に努める。 また、河川愛護活動、ひょうごアドプトなど、住民や団体の自主的な河川の除草、清掃活動に対して清掃資材提供等の支援を行う。 |
| 7 維持管理・ 流域連携 等 | 条例化 | 「参画」と「協働」のもと、行政と地元住民、有識者を交えた武庫川流域委員会を「武庫川モデル」と謳われる価値がある。「武庫川モデル」の検討手法を広めるため、条例化の早期実現を目指すことを要望する。 | 1 | [今後の参考とさせていただきます] 流域対策・減災対策をより一層推進するため、意識啓発をはじめ、どのような推進の仕組み作りや体制がふさわしいのかについて、他府県の事例も参考に、県条例の制定も含め、検討を進めています。 なお、河川整備計画を関係住民、有識者からなる委員会等を設置し検討する手法は、本県の他の河川でも採用しています。 | - | - |

| 大項目 | 中項目 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 | 該当箇所 | 関連する河川整備計画の記載内容 下線は変更箇所 |
|----------|------|--|----|--|------|----------------------------|
| 8 その他 | 他の河川 | 今、兵庫県下で建設の是非の検証が進む西紀ダム（篠山市）と金出地ダム（上郡町）については、それぞれの実情に合わせて、住民の意見を交えた議論をつくすことを要望する。 | 1 | 〔その他〕 ご意見は、武庫川水系河川整備計画(案)とは関係ありません。 | — | — |
| 8 その他 | 他の河川 | 県下の西紀ダム、与布土ダム、金出地ダム、計4つは建設しないで下さい。 建設中のものは即中止、建設しないで下さい。 県民の血税をなんと考えているのですか、責任を取って下さい。 | 1 | 〔その他〕 ご意見は、武庫川水系河川整備計画(案)とは関係ありません。 | — | — |